

特217

174

高知縣立田村誌  
香美郡

始





はし書き

我が村の事を思ひ出づるまゝに聞き得たるがまゝに書き誌して此の一巻とは成しぬ。元より専門家でもなく、又別に数奇たる業と云ふでもないから聞違ひ考へちがひも多かるべく、特に史實とあやまれる點甚からざるべきを恐る。巻中謬誤の真あれば讀む人の心のまゝに訂正せられたし。我は嘗て郷土史にくはしき先軍が歿せられると後に郷土史について書き遺したものが一つも無かりし爲め、一時村史のことは暗闇の感を生ぜしめた事から、大に感悟する所があつて、今分をはからず筆を執つた次第である。専門家のやうな考へとはちがつて、余り年月を重ね萬全を期して一事一項も容易に筆を下さない。若し此の記述があやまれば其罪非常に多大であるから研究に研究を重ねた上に愈々完全なことを確めて公刊するものと云ふ様を慎重に考へては全く別を考へて執筆した。

(はしがき)

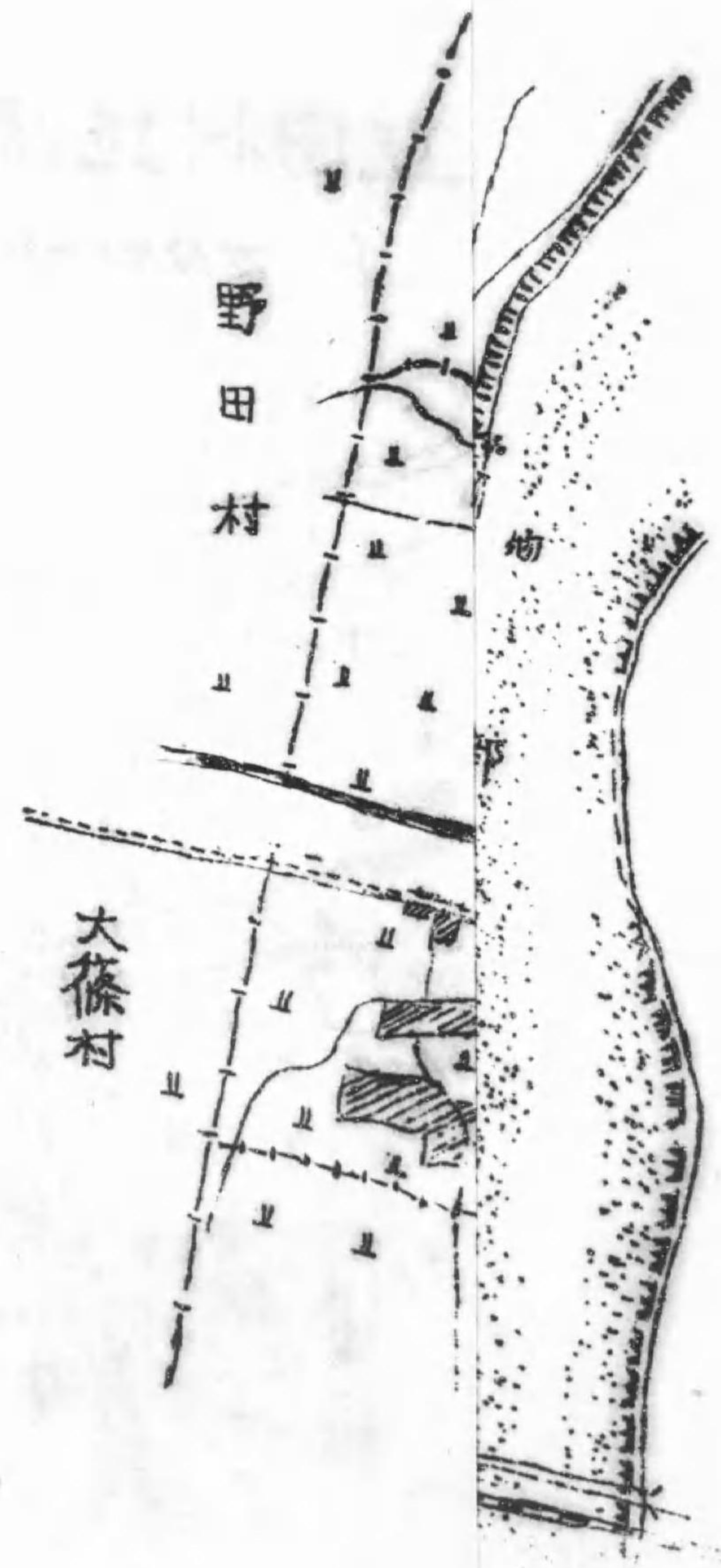




それは此まゝ年月をたては誤りは誤りを加へ増して終には真相を捕  
 捉し難くなる様な口碑傳説或は旧記古文が散失して據るべきものが少  
 くなる憂のあるもの多きは一日も早く一と纏めの記録に残して置く必  
 要に迫られて居る現狀に鑑み分をはからず敢て本書を著し  
 た所以である。萬一何かの御役にたつ事があれば、無上の幸で  
 ある。

昭和十三戊寅年五月五々己の日

香美郡<sup>カガミ</sup>立田村<sup>タテダ</sup>にて 著者識す。





# 立田村地圖

(一萬分之一)



野田村

大藤村

岩

村

本

村

上原

田

村

八坂

村

佐古

村

三嶋

村

村

溝元

村

島

村

田

村

物

物

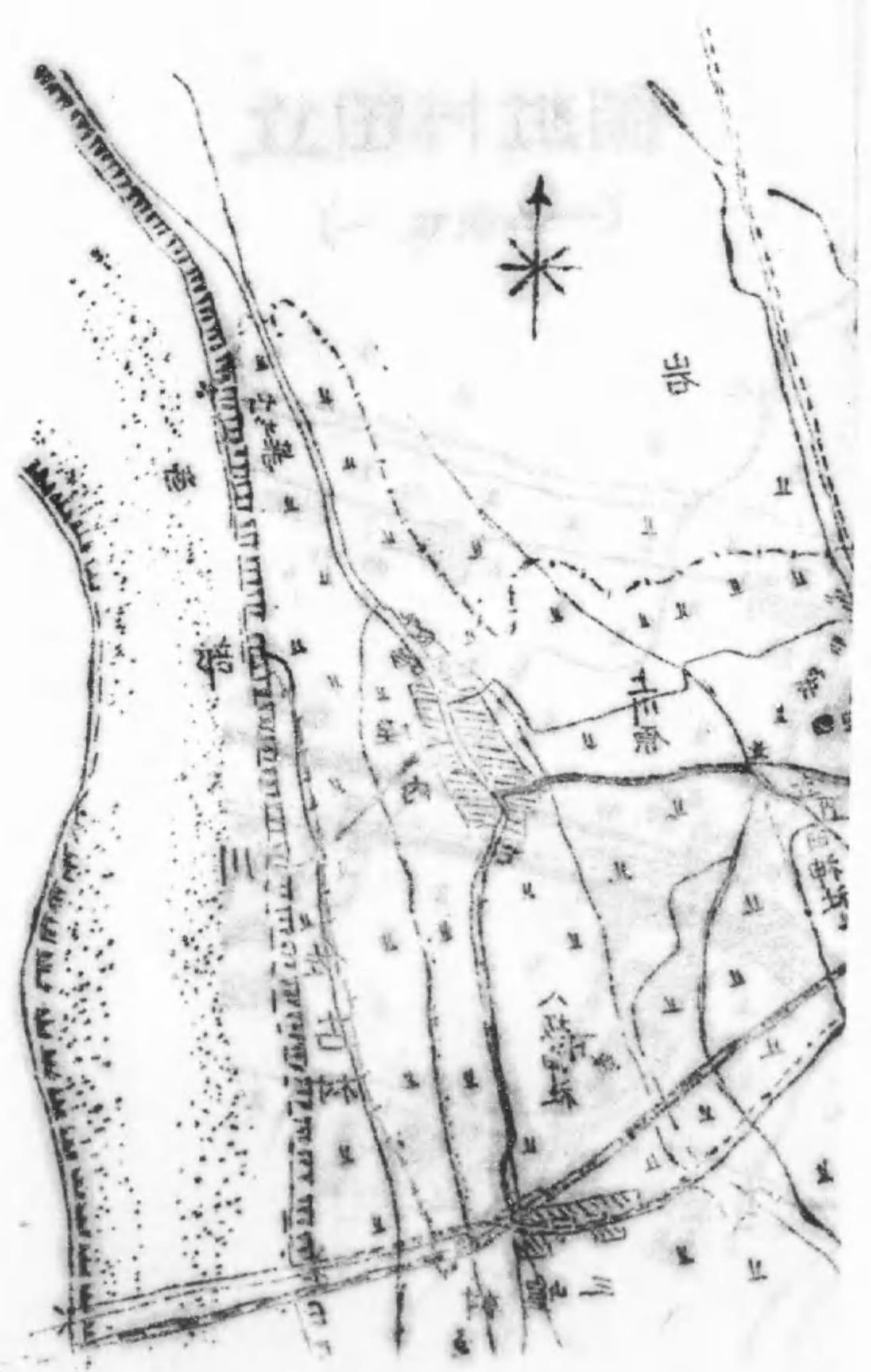
物

物

物

物





立田村誌目次

前編

第一	村名	第一枚
第二	疆域と幅員	二
第三	地勢と地味	三
第四	部落と小坪名	三
第五	管轄の沿革 <small>参考 一、山田氏 二、徳弘氏 三、立田氏</small>	五
第六	管理者 <small>庄屋 区長、戸長、村長、組合長 参考 明治初年布告條令其他</small>	八
第七	河川と橋 <small>物部川、かなまり川、時久川、堀川 田村川、曲村井、附田村堰、唼内井 物部井、古番所橋、清元橋、札場橋、大北橋、 附説 窪渡場、物部川渡場、十禰寺</small>	十

目次



第八

の渡場  
道路

第十四枚

第九

里程  
村勢の概要

十六、  
十六、

第十一

田村立田村組合

二十二、

第十二

教育

二十四、

附記 牛飼育数 各種旧統計数  
附記 掲示場  
昔の教育 金田寺、藏福寺、大石、北村  
小学校 音小學校、唾内小學校、  
立田小學校、田村立田村組合小學校の  
設備概要其他、歴代校長と教職員

第十三  
第十四

宗教

第三十七枚

各宗信者 講社 祭事慣例等  
神社  
郷社立田神社 参考 祭神、神体  
亂語等につき

田村立田村安貞堂 昔月年 學子校  
沿革 現狀  
嶺南社 齋長 總子舎  
略歴、参考 池和森、大石、中沼、森澤の  
諸氏、學舎殿  
村社八坂神社 境内社 竈戸神社  
八幡宮(分度宮)、祭神 異説、名木  
参考、京都の八坂神社、祇園神會  
伊集神社 神母の松、竈戸神社  
天満宮 乳母天神、神水、乳母墓  
参考、諸書の説、菅原道真公  
菅原高視朝臣  
伊集神社、立田八幡宮、徳弘城八幡宮  
伊集神社、大園神社、大楠







組合沿革の概要 現況 歴代の組合

長、理事と監事  
施設並に改善目標

第二十四 立田村消防組 第百三枚

第二十五 婦人會 設立田村消防組

立田村婦人會 田村婦人會 百六、

愛國婦人會 立田村分會

大日本國防婦人會 立田村分會

公共團體の役員

組合役場吏員 組合會議員

村會議員 信用組合長

在郷軍人分會會長 青年團長、

女子青年團長

善行功勞者 人物史傳揚揚者著し、百十一、

文政七年地組頭其他へ褒賞詞

明治五年元吉龜友に褒賞、

昭和八年村の自治功勞者表彰、

同十三年村の自治功勞者表彰、

第二十六 組合役場吏員 組合會議員、百十、

第二十七 善行功勞者 人物史傳揚揚者著し、百十一、

第二十八 風雨水害と震災 第百十五枚

第二十九 旱水害の備へ、 百八、

第三十 水害豫防組合 用水組合、 百二十、

水利組合の揚水井、 百二十四、

後編 第三十一 兵事會日 中篇終

第三十二 戰役從軍者 第百廿五枚

參考 香美郡兵事會

鳥羽伏見役 高松征伐 小豆島 塩飽鎮定、 百廿七、

會津戦争 西率役 明治廿六年戰役、

明治廿七年戰役 日独戦争 西比利亞

愛滿洲事変 上海事変 支那事変

各從軍者、日露役砲兵

戰病歿勇士 百三十一、

守備中病死者 戰役中病死者 戦死者、 百三十三、

人物史傳 入交道齋尉(名匠) 岡田源太郎(孝子)



- 宮地常雄(陸軍士官) 北村嘉治藏(丸太總舟)
- 北村誠三郎(教育者) 吉田房太郎(從軍病歿)
- 中内光則(教育者) 北村三嘯(小説作家)
- 北村信助(村治功勞者) 宮地彦三郎(勤王家、教育者)
- 南部義隆(官吏、國字改良論者)
- 北村守之助(憲政功勞者、村治功勞者)
- 北村元太郎(陸軍少將) 龜負雄(醫學博士、軍医大佐)
- 岡田直久(陸軍中將) 岡田益實(戦死者)
- 吉田正(戦死者) 杉本坦(戦死者)
- 第三十五 天正時代の住民と地高の今昔 第百五枚
- 天正時代の各部落住民氏名と屋敷坪数、地高の今昔、享保十五年改帳の知行地反別
- 第三十六 姓氏と紋章 百六十四
- 一、姓氏と祖先 二、姓氏と其数
- 第三十七 郵署変遷(圖) 百七十四
- 上野原一、本村一町、永田二、立田村出身村外住者氏名一覽
- 附録 立田村出身村外住者氏名一覽 百八十
- 皇、後編終

立田村誌

前編 第一、村名

宮地美彦編述

立田村の村名の起つた所以は記録に徴すべきものがない。徳永千規は此地方は夙に田圃が開けて農業が進歩し、田疇概ね竝に並列せるより、<sup>タラガ</sup>堅田を邑名とし、後立田と書きしものだらうと云つて居る。而して立田村の名は室町時代以前の書物には餘り見えない様である。それは古立田の地は田村郷の一部で、今の田村、前濱村等と一つであつたからである云々。

本村は高知縣土佐國香美郡<sup>カガミ</sup>の西南部の中央。物部川の右岸に在つて、全村が平垣肥沃で灌漑交通共に利便で、香長平野の中心である。所謂鏡野或は中郡の中心地で、古来農業が進み、現に縣下屈指の農業地である。

古、今の立田、田村、前濱を総称して田村郷と称したのは此等の地方は田立田村を中心



園夙に開け農耕の業進歩せしによりて起れる名称だらう。一千餘年前源順の編した和名抄に「香我美郡田村郷訓多無良」とある室町時代に至つて香我美郡の内に深淵郷立田村深淵郷上唾内嶋村の名が見へて居る。上唾内嶋村の名は天正十六年戊子、泰氏地帳に西深淵郷ノ内上唾内嶋村、元禄十二年己卯、郷村帳に唾内嶋村、南路誌に唾内村、天保五年甲午、土佐國一圓郷村帳に立田枝郷唾内嶋村と出て居る。現今は上唾内は立田村の字地である。本村の内、上唾内以外の地は、天正十六年の地帳には香我美郡深淵郷地帳の内、西深淵郷立田村と見えて居る、これは又南路志に引用せる寛永地帳に立田村とある下に物部之内の四字を加ふる等を以て本村が中頃深淵郷に屬し更に物部庄に屬して居た證である。

寛文七年丁未九月土佐國七郡郷村石附には單に立田と書し

村の字が附いてゐない。元禄十二年己卯十二月郷村帳、享和三癸亥年土佐國郡村假名附帳、天保五年甲午土佐國一圓郷村帳などには何れも立田村と單書してある。明治三庚午年五月本村は本郡岩村郷十村及び田村と共に香我美郡岩村郷と稱し(高知藩目録ヲ十三卷同四年辛未九月岩村郷十村及び田村と分離して獨り香我美郡第二十八區となり高知縣管轄土佐國郡村區別)同八年乙亥四月本村は又岩村及田村と聯絡して第三大區に屬し第六小區となり(市達留吏第百十五号)其翌月更ニ第四大區第六小區となり(市達留吏第百四十七号)同十一年乙亥十二月郡制施行に際し又岩村及田村と分離して獨立した。其後明治四十年三月廿六日本村は田村と組合を設置して尔来今日に及んで居る。

第二 本村の疆域と幅員

本村の東は本郡佐古村深淵と小字冲原島及び物部井を以て境



立田村誌

①

二

し、東南は本村小字清元、古番所及び中原島を以て本郡三嶋村物部と連り、南及び南西は本郡田村と本村小字松井、新井を以て堺し、西は長岡郡大篠村大堀と本村小字西宗溝を以て相接し、西北は長岡郡野田村と本村小字表中内及び返田を以て相接し、北は本郡岩村堀内と本村小字桃、本の小道を以て相接し、北西も亦岩村包末と本村新家を以て相接し、東北は本村小字上竹が端上川原等を以て本郡岩村藏福寺嶋に連続して居る。幅員は東北大約十八町、南北大約十七町位である。

第三 地勢と地味

本村は、東は物部川に沿ひ、南、西北の三方は耕田を以て隣村と接続し、全村平坦で山岳には遠いので薪炭は全部村外から買入れて居る。而して道路は四方に通じて居るから陸の交通は便利である。特に近年高知鉄道が本村を横断して居る、立田中町に立田

堰が設置せられからは實に便利になつた。されども、村の東方を流れて居る物部川は水運の便がない。

本村の地味に就て云ふと、全村の耕土は淡黒で其質は中の上に位し、種稔する所のもの儼水過せざるものなく、且つ灌漑常に便利で、水害や旱害は極く少い方である。

第四 部落と小坪名

本村は本村、上唾内、町、永田等の部落に分る。

上唾内は昔は上唾内嶋村と称して、立田村とは別に一村を成して居た。幅員東西約十町、南北約十二町ばかり、村の東部に位し、東は物部川に臨み、西は本村に連つて居る。

本村は村の中央に位し、東は上唾内、西は永田、南は所、北は岩村の堀内に接して居る。昔の土居のあつた所である。

永田は村の西部で時久川が其北端を西流して居る。幅員、東西約五



河南北約九町ばかりである。以上の各部落は概ね曲家である。町は本村の南に接続し、縣道高知徳島線に昔は立田往還と云ふ通りて町坊をなし、東西約四町三十二間、西は宇船戸より起つて東は下經田に至つて居る。町の中央を田村川が横断南流して居る。其処に架した橋を札場橋と云つて元標は此辺にある。又此橋以東を東町と云ひ、以西が中町と西町に分れて居る。此の町は昔は綿の製造が盛んで綿商が多く、米穀商、雜貨商等此に次ぎ、商店軒を並べて殷賑で明治十ニ三年頃は戸数も八十余に及んで居た。然るに三、四十年前より紡績線の隆行に伴れて漸次綿の使用者が減じ、当町も衰勢に赴きつ、あつたが縣營電氣局出張所及全立田変電所(別項記載)の設置せらるゝに至つてより町勢漸次挽回し、戸口増加して町内には郵便局、呉服、雜貨、藥種賣藥、木材、青果等の商店が擲此する様になつた。本村の小坪名を與擧げると東部(嶺)では島、島、東、上竹ヶ端、竹ヶ端、

開田、大所屋敷、島ヶ端、北川原、上洲、内芝、柿木ヶ内、西内、前田、横手、下洲、上川原、西裏、中屋敷、北ノ芝、原島、北原島、東中川原、伊賀ヶ内、古内、楠ノ本、スイカ内、谷久保、高芝町、中川原、鳥帽子田、宮前、井ノ尻、庄司ヶ芝、西下川原、下川原、池久保、島中内、形部ヶ内、八丁地、沖原島、古番所、養老田、八反地、樋懸田、清元、東下經田、下經田、味噌ヶ内、尻細、長窪、長白田、樋ノ口、西部では市ノ坪(明治十一年三月共同墓地 百五十八分が川本邑ニテ永田五ノ下紐七ノ)、桃之元、馬之上、大中、水任、柚ノ木内、八反地、返り田、梅ノ木が内、永留、岸ノ後、シルタ、山石田、枕元横田、八良が内、北角田、井戸、トコメ、シタム、東岸ノ前、岸前、杉ガ本、表中内、上横田、川細エ、香田、神母木、石佛、神木が内、寺前、社所、大北、平坑、西宗、秋竹、寺内、柳ヶ内、船戸、鏡田、圓前、細ノ田、大町田、高添、ヌドリゲ一丁田、西松本、西ウレシ、ウレシ(嬉)、後芝、道野邊、松井、川島、等である。



参考、天正十六年茶氏地檢牒によると、その頃即ち今から三百五十二年  
 前の小坪名は、お戸、トコロ、キシマへ、スキモト、表申内、西キシマへ、東川サ  
 イク、岡越、神母木、川原夕、石佛、土の、後、修理デ、徳弘土の、後、清  
 カナカ内、宮ノ西、宮ノ後、田村井、下河洲、西河洲、宮ノ前、カチヤシキ、神  
 木カ洲、スミヤシキ、源兵衛東ヤシキ、土居、二ノヘイ、西ウラタ子ヲシ、寺マイ  
 芝ソへ、ツカタ、隅申内、西野田大境、秋竹、北名ソへ、柳ケ内、井領、溝ハサマ、  
 大キタ、前夕、石田、大道、レウソウ、園ノ後、ホソメ田、後芝、永田ノ後、  
 道ノ、東川島、島ヤシキ、六ツカ内、永島、ミソガ内、松木カ洲、シリホソ、  
 ツハノ木、イノシリ、スイカ洲、高島、ヨコテ、宮ノマへ、長者ガ洲、石ノ前、  
 下洲、上洲、内芝、下経田、イケノ窪、柿木カ内、モモノモト、永ク口、市ノ坪、  
 ハタ地、カヘリタ、梅木ガ内、永トソ、キシノ後、シルタ、岩田、適正寺、ハリカ内、  
 東ヤ子ソへ、西内、北内、北内ホリタヲシ、前夕、北スミダ、坊ガ内、  
 以下唾内分で、南のきと、楠木の本、古道、スイカ内、西イカ内、中内、北ヒノモ

ト、西嶋、車カ内、西ノ窪、シロヒ、ヨワロシ、堂免北大ヤシキ、堂免観音領、  
 木ノ内、大境、吉原ノ門、ムセツ木、堂ノ前、天王、ハヤシキ、ヨウロ、内ヤシキ、  
 ヨコテ、石神、大ヤシキ、宮ノ東、カチヤ洲、大島、サウラ島、スミダ、  
 セイツクリ、三反夕、ヒカク口、古内、經ノ本、大助ヤシキ、ス、レ、コカリカ  
 イチ、平ナヤシキ、中ヤシキ、嶋ノナアヒラキ、吉岡桑川詰テ、等である。  
 以上の内、ヨウロノ右脇に在るものは昔時物部川が当村ぬを網ツ目の如  
 く流れてゐた關係によつて起つた名称と、田村井、  
 此に既に田村井があつた證のつてある。

第五 管轄の沿革

足利時代以前に於ける本村の管轄に關する記録は見ぬが、唯言  
 傳へる昔から當村には立田徳弘の二名家があつて居城を有し、此  
 の地を領有して居たと云ふ、其城墟(別項記載)今猶明かである。  
 而して徳弘氏の祖某は永祿の頃(三百七十年前)の人で、  
 本郡山田郷の領主山田氏に仕へたと云ふことであ



其子孫には徳弘彈正、左近<sup>(四)</sup>三郎左五門など云ふ者があつた(南路志)。これによると本村は当時山田氏の領地で徳弘氏が之を宰して居たものであらう。其後山田氏が天文、弘治の頃長曾我部國親の爲めに攻め滅されてから後は徳弘氏は秦氏に臣従して立田で給地を受けて居た。立田氏に至つて其世系、出所、經歷等が詳でない。されども天正十六年<sup>(三)</sup>子工佐國香我美郡立田村地檢帳(實は香我美郡の深淵郷地檢牒と題す)を按ずるに立田甚左衛門の食む地若干歩を記し、且つ徳永千規の香我美郡誌立田村の條に古領主立田甚左衛門とある等を見れば長曾我部氏山田氏を滅してから後は其屬士の立田氏を以て本村に置いて若干歩の地を與へ村内を管治せしめたものの様である。而して長曾我部氏は國親の子の元親が天正の初年全く當國を襲領し、且つ阿波讚岐伊豫の三國をも吞食したが、天正十三年豊臣秀吉の攻破する所となつて阿讚豫の三國を秀吉に削

りとられ獨り土佐一國を以て元親に封じた。元親の薨後其子盛親嗣で慶長五年に至り徳川家康の爲めに領地を没収せられ、山内一豊の封土となつた。其れ以来本村地高の十の四分三厘は藩臣十人の采地であつた。<sup>明治元年</sup>一豊以来十有四世を経て豊範に至り明治二己巳年封土版籍を奉還した。高知藩の所轄となり、同四年辛未年發藩置縣によつて高知縣の佐官轄となつて、<sup>今日</sup>尔来に及んで居る。

参考。山田氏は本姓藤原氏大中臣で、彼の建久四年土佐國に下つた

野市香宗の地頭香我部氏の附家老、中原太郎秋家の後である。後には香我部氏は衰へて却つて此の附家老の中原氏が山田の領主となり山田氏と稱し大に隆興して遂に土佐七人衆<sup>七守護</sup>の一に列した。然るに後裔商治部少輔元義に至り政を怠り終に滅びた。大楠植村楠目の豫岳寺に初代下総守元道以下歴代の墳墓がある。皆立田村誌



五輪塔が建つて居て雨露に晒されて苔藓が之を封じ如何にも四百年前の古墳の面影を存して居る。

德弘三良左衛門福克光、立田村三所大將軍西一町、天正、比入寛永元甲子八月廿三日卒云々(德弘家系図)

德弘三良左衛門の墓は立田村下川原の西南、俗称三昧の古榎の側にある、安永九甲子天六月德弘幸作、全甚平の造立(歿後一五年目、て今かり一五九年前)で碑面に城主三良左衛門墓、寛永元甲子年八月廿二日寂とある。

天正地檢帳に德弘三郎右卫門の給地で主作の田地と德弘三郎右卫門、全助兵衛、全孫八、全修理、全源兵衛の各給地、主作の田地がのつて居る。又同帳に德弘孫八は源兵衛屋敷三十四代(今の大庄屋四代)と記されて居る。三郎右卫門は土居に、全修理は六ツカ内に各給地に住して居た。当村立田家系図に立田城主、立田若狭守と云傳、紋丸内劔花

菱姓者源以重字為名。立田村八幡より十間計り北に当て右若狭守三郎右卫門墓所あり。

三曰元親滅亡の後、土佐守様より被仰出には一城の主を礼は捨置かたき故何成とも望候へとありしかと二君に仕へましくと申故、至て仰出さるに幡多郡の内にて七千五百石の庄屋無之間此庄屋候へと被仰出則參る由宿毛の大庄屋立田傳三郎是也。

立田甚左衛門文祿四乙未天六月十日没、法名連照院德基、貞承信、次郎左衛門——忠右衛門——左兵衛、元禄十六癸未年二月二十日死、法名花室常圓——以下省略

立田氏文書に若狭守は甚左卫門父成哉不知、右古老傳、若狭守は祖父成由申傳也。甚左卫門、立田姓居、城跡ニ奉崇八幡宮、一石を以て祭日とす。俗に甚左卫門と云ふを祭ると云、此人幡多郡、傳有、或は二世甚左卫門かと云、又は若狭守を祭るや不審、立田

立田村地



村地檢帳に立田殿市分と有又立田甚左衛門分と有殿の字を用も  
のは若狭守也不造甚左衛門と云は造也又九郎左卫門と云有帶力  
と云有此帶力の末は物部村に在其次外立田村地檢帳に立田何某と云  
の數を有然て此方先祖は甚左衛門定定也。

立田村地檢帳に立田殿市分、香宗殿市分、五郎殿市分杯と有其殿字  
用事不輕儀也大形長宗我部、香宗我部へ肩を并ふ人存らてなく  
は殿字不用況徳弘三郎左卫門杯も立田村一城主に而是も八幡宮と  
祭承といへ殿字檢地帳には不用今按す立田姓も恐くは香宗我部縁  
可有之哉たとへ由縁無之共、姓は源紋は花菱成は武田源氏此氏族也。  
香宗我部は武田源氏也。

次郎左卫門、立田屋鋪に葬古傳に墓所は八幡宮北の少東に在り、長刀  
一振先祖書付子〇と云傳ふ、次郎左卫門は甚左卫門の子か弟か不明。  
(以下省略)  
天正地檢帳によると立田甚左衛門は立田土居で地三十五代(今の七畝步)

を給せられ此に住してゐた。金神左卫門は全じく立田土居で宅地三十代(今の六畝  
步)を、全孫七郎は長者が選んで宅地七畝十八歩(今日及別)を各々給せられて其処  
に居住して居た。

### 第六 管理者

本村は藩政時代には庄屋が地下を支配して居たが、明治維新後は  
庄屋を焼けて區長や戸長を置くこととなり、更に明治三十二年より  
村長を選舉して村治管理者たらしめることになった。

庄屋 岡田喜右衛門重正。貞享永二乙酉年(三三四年)歿す、墓

は町の東三昧にある。町の岡田氏の祖先で貞享子四丁卯年ま  
で立田庄屋を勤めた人である。  
此家は何時の頃から何代当村の庄屋をつとめたか委細記  
録のよるべきものがない。

庄屋 岡田孫兵衛重久。貞享子四年丁卯(今より二五二年)から



立田の庄屋を勤めて、其子孫相次で六代に及び明治の初め庄屋の廃止と、もに職を退いた。  
此岡田氏は本姓藤原。本郡久枝村郷士下司九郎右衛門の二男で立田村庄屋岡田喜右衛門の娘を娶り養子となつて岡田と華姓し庄屋職を襲つたものである。  
此岡田氏は本村の岡田氏でフルジャウヤと今に呼んで居る。

區長 氏名不詳

戸長

吉村某、木林田某、中内貞音十(立田村の人郷士で大辯があつて劍術をよくし、又貨殖に長じて居た。大正五年、八十六歳で卒した。  
大石盛忠、明治十二年頃より全十四年三月頃迄在職。立田村永田士族、医大石盛義の兄で香長二郎で區長、戸長郡書記など勤め、明治二十年頃香美郡書記勤務中四十二歳で病歿した。  
北村信助、立田村町の人で明治十二年(月日不詳、育前)から

明治廿二年頃まで勤務した。むも同廿年十二月十三日から立田村戸長をも兼務して居た。

以上氏名の外の人名勤務に關する年月其他詳細不明であるから猶ほ調査中である。

参考。明治四年七月十四日に發着藩置縣の布告があつた。

同年十月廿四日に縣治條例の發布があり、其後戸長の職制名稱が未だ定らざつたので、

同五年四月五日第百十七號布告を以て庄屋、名主、大庄屋、年寄等を廢止して戸長、副戸長と改称することゝなつた。

同六年十二月四日付達で區戸長の身分取扱を定めた。  
區長、戸長、士族、平民と心得のこゝ。

同七年三月八日第廿八號達で區長、戸長は自今官吏に準ずると改正せられた。



同八年四月廿三日第六十五号達で、官吏及其の家族の商賈を禁止し、神官、教導職、區長、戸長郵便取扱人、學区取締役及等外吏の分は此限りに非ざとせられた。

同十一年七月廿二日太政官廿七号布告で地方を府縣郡町村に編制法が布かれた。

村長

北村守之助、明治廿二年(月日不詳)より全廿五年春(月日不詳)まで。

養泉寺岩太郎、明治廿五年(八月九日、詳細不明)より翌廿六年まで。

北村守之助、明治廿六年より同三十六年十月まで。

岡田寅次、明治三十六年十月廿七日(認可)より翌三十七年五月まで。

北村守之助、村長事務管掌。期間不詳。

北村信助、明治三十七年(月日不詳、某月某日)より同三十

八年七月一日まで。(約一十年)。

岡田徳治、明治三十八年七月廿五日より同三十九年四月十二日まで(八月十九日)。

徳弘有鄰、明治三十九年五月四日より同四十年二月まで(九月)。

立田村組合長

門田清水、自明治四十三年三月至同四十四年拾月(四年余)。

岡田重直、自明治四十五年正月十六日至大正三年三月廿一日(二年七月余)。

北村浩、自大正三年三月廿五日至全七十七年三月廿四日(四十年)。

中澤妙馬、自大正四年四月四日、自全九年一月二日(二年八月)。

北村浩、自大正九年二月廿六日至全十二年三月廿一日(三年七月余)。

岡田稻城、自大正十年五月一日至全十二年四月一日(十ヶ月)。

有澤官一、自大正十二年四月二日至昭和二年四月一日(四十年)。

岡田眞喜、自昭和二年四月十日、至全四年七月十五日(二年三月余)。



岡田利重

自昭和四年八月廿七日至全八年八月廿六日(四ヶ年)。

岡田眞喜

自昭和八年九月八日至全十二年五月三日(三ヶ年廿四日)。

現組合長穂岐山萬視

自昭和十二年六月十七日

第七、河川と橋梁

物部川は源を香美郡榎山村と上葦生村とに發す、榎山村大柄に於て二支流合して西南して片地村神母亦にて山田堰を越へて平野に出で、片地佐古、明治、岩村、立田、野市、三島、吉川の諸村を経て南流し三島村久枝の海に入る、縣下の大河である。本村の東北方山岩村藏福寺嶋境、本村上唾内、小坪名竹が端から南流して全上唾内の北原島に至り本郡佐古村深淵、ダノ丸に入つて居る。此間の長さは六町三十五間で、その水深は二尺乃至一丈二三尺位である。又此辺の河幅は三町三十間乃至五町位、平水時の流通する処は平均四十間ばかり、水勢は甚だ急で水清く淡い。

○上記本村の物部川に沿へる堤防を竹が端堤と云ふて全長が六

町三十五間、馬踏二間、堤敷十二間で根堅めの樹木や竹林はないが仲々堅固に出来て居て、昔は大きな「打ち流し」「三反はぬ」「大はぬ」などが有つた。此の堤防は明治十四年頃までは官費修繕で、其後は水害豫防組合を設けて専らその組合で経営して居たが近年は又官費によつて営まれて居る。

附説、唾内の渡場。上唾内から佐古村深淵に通ずる旧道を深淵道と云ふて立田町の札場から北東へ約十五町来た処、即ち物部河の下流に渡場があつた。此の渡場は水深が平水時は五尺許、其川水の幅約一町内外、使用渡船一艘、渡夫二人であつたが、物部川橋架設以來此の渡は自然廢止となつた。

○物部の渡場。或は十禪寺の渡場とも云ふ。今の物部川橋の邊にあつたが物部川の大橋が加木ると同時になくなつた。高知廿潘誌卷

狀第五 未九月の縣の届書の中に

立田驛 山岸本驛の間



一物部川 渡舟 物部郷

往來相對賃錢、錢三百文より壹貫五百文迄

但水勢力により見斗を以て増減有之尤十分は無賃。

水元は 同國香我美郡榎野山郷別府山より流來同郡久枝浦大海

一落る。

一川幅百九拾間、定水三尺、急流

一平常通舟二艘 村役渡舟賃を以て越立致し非常通行助船無之。

一右川ハ出水の節頗る激流にて橋梁取設候ても一通りの堅牢にては保全の見込無之。

余が少年時代には極く減水せる季間は板の仮橋を架して居た事を覺て居る又渡錢も五厘から一錢になつた様に記憶して居る。

かなまり川 一名 時久井

山田堰から引いた舟入川が本郡明治村岩積に於て南に分れ西南流して岩村堀内から本村の北境へ来て二ッ股になり、本流の方は西へ真直に流れ、支流の方は南西に流れて立田村に灌漑して其末が大篠村大堀と三和村片山とに流れ出て居る、是をかなまり川、一名時久川と云ふ、其延長實に二里弱、灌漑は香長二郡の内七ヶ村の多きに亘り、此の平野中部の灌漑は主として本川の流域である。而して此井口には水門がなく井幅が廣く、水勢が急速である。

本村の北方小字大中から西流して居る時久川の本流は、西方小字松本に至つて上記の如く大篠村大堀に入つて居るか、其水深は一尺五寸から三尺五寸位で、川幅は一間一尺から一間三尺位ある。村内を流るゝこと長十町五間、耕田八十一町余を養ふて居る。

〇嬉川は上記した支流の名である。時久川の本流が本村小字高添で分



立田村誌

派して此塘川となり、南流して村の南西小字塘ウツシに至り、本郡田村に入る。其間の長さ約二町、水深約二尺、川幅四尺乃至二尺位、耕田約三町余に灌漑して居る。

時久川、塘川の兩水系養田及別は精細にあげると上掲より多少多くて立田村で約八七六段一〇の歩

田村で約一四八段の二四歩となると云ふことである。

田村川又田村井附田村堰。

田村川の源頭は本郡岩村藏福寺嶋の東北小字東間ヒガシマに於て物部川の水を取入れる為に物部川の本流をせき止める所の長さ百二十間高さ約四尺の堰を設け、石を以て之を築き加ふるに杭柵を以てし居る。是即ち田村井堰である。此堰から井流山の取入口に水閘を設け必要に應じて閘門の開閉を増設し得る構造である。井流裏から下へ少し下った所に上唼内井の井口を開いて居る。更に西流敷所で左

折して南流し、本村上唼内ウツメ小字上淵に入り、それより南西流すること六町十七間で本村の耕田一町五反九畝余を灌漑して居る。本村小字下淵で一支流を分派して居る。支流を下島井シノノ名王子川と云ふ。

本流は下淵から西南に曲流し、当村の南西小字樋口から田村へ入つて居る。本村内を流るる。川幅二間、深さ四尺乃至二尺、本村耕田約一町八反九畝を養つて居る。

下嶋井シノノ名王子川。三島村物部では田村催合井と称して居る。

本村下淵から南に分流した田村川の支流で本村小字清元キヨノに至り三島村物部に入つて居る。本村中の長さ十一町二間、川幅二間から一間半、深さは三尺から二尺位で、本村耕田約一町一反余を灌漑して居る。

唼内井

唼内井は岩村藏福寺嶋から本流より分れて南流し、本村上唼内



小字竹が端に入り唾内の中央を南流して三島村物部に入つて居る。其間耕田の大部分は此唾内井で養うて居る。

物部井。本村上唾内小字北原島に水門を設け物部川の水を堰により誘ひ入れて居る。井水は南流して小字中原島に至り本郡三島村物部に入つて居る。其間五町余、井流の深さ五尺から三尺内外、川幅二間から一間半位、村内灌漑、反別約二町歩許である。

参考。田村堰と田村川の創設は室町時代かそれ以前で、秦元親の頃に田村井奉行があつたこと、及び立田村の天正地檢帳に田村井の坪名あること等によつても其古いことが分かる。又井口は現今の所より、数町北にあつた事も疑である。(田村々誌に詳し、参照のこと)。

猶ほ田村井の養田別は合計四、三九五反五畝二十三歩で、田村は一、九五〇反五〇九歩、立田村が四、九五〇歩、前濱村が一、三四九反九〇二歩、三島村が六、〇九反八一四歩で、岩村が二反二〇六歩、佐古村が三三反五一三歩である。

古番所橋。

此橋は立田町の東方八町余の処、縣道高知徳島線に屬する。本村上唾内の南小字古番所を流れる物部井に架かつて居る。長さ約二間、幅三間、橋下の水深二尺五寸内外である。清元橋。

立田町から東方約六町余、縣道高知徳島線に屬する。下島井一名王子川の下流に架した橋である。土造で長さ二間半、幅三間、橋下の水深二尺三四寸許である。

札場橋。

立田町の東町と中町の堺を流れる田村川に架した土橋である。此所は昔の札場のあつた所で、又立田元標の西側に方つて居る。現今の揭示場は此橋から少し西方に在る。橋の長二間二尺、幅二十尺、橋下の水深約二尺七八寸である。

立田村誌



橋の西諸南側に大きな古松が一株、翠光美しく枝を交へて、其下に古き石燈籠（基がある。（立田神社参照））

大北橋  
是も立田町の西方、永田に於て縣道高知徳島線に屬する、橋川に架する土橋で長さ九尺余、幅三間、橋下の水深約二尺位である。

第八、道路  
縣道高知徳島線。

本村の西方小字西宗、即ち香美郡長岡郡の郡界標石の所在地から本村を横断して東方上唾内小字沖原島から物部川の方に通ずる、長さ約十八町十五間余、幅十八尺、最も廣き所は二十七尺に及ぶ所もある。明治の初には立田往還と称し、二等道路で幅が二間から二間三尺位であったのを拡張修築したものである。

縣道、前濱山田線。

本郡前濱村より全郡山田町に通ずる縣道で、本村川島小字松井から立田西町に出で、全町中町の東方から更に北に向つて一直線に天満宮社前、縣宮電氣局出張所前等をよびつて本村の中央を縦貫し、本村に至り、岩村堀内に入つて居る。路幅は九尺で延長約十町余である。

此線路に隣沿した旧道に堀内道一名山田往還と云ふがある。南は田村堀の本村川島から田村川に沿うて北上し、札場橋の西側で町を横切り、俗称川はたを経て本村に入り、本村川の西山岸を上つて岩村の堀内に入るもので、道幅は五尺、前濱村より山田町に達する往還即大道であった。世の進みに伴つて此線は全くの田徑になつて仕舞つた。

唾内線、村道。



本村<sup>ハ</sup>小字石佛ノ東、縣道山田線から東に分岐して小字前田を  
經て立田神社の北を田村川に出で田村川橋を渡つて上川原から  
上唾内の家中、辻を過ぎて東し、佐古村深淵堺に入つて居る。終  
奥は小字北原島である。唾内から本村<sup>ハ</sup>までは道幅が七尺で村道で  
ある。

昔は小字神木内で山田往還から分岐し東北進して唾内の縦貫線  
(藏福寺鳴道)を母貝いて辻から東して唾内渡場に通じた線路  
を深淵道と称し、長さ十四町、路幅四尺乃至五尺位あつたが、上記唾  
内線は此旧線路を多少変更拡張したものである。  
の唾内縦道。

南は三鳴村道縦貫線の起奥に相對して、縣道高知徳島線より  
北進し、唾内井筋に沿つて部落の中央を貫通し北小字竹が端に  
至る。其延長十一町四十余間、幅員五尺乃至六尺である。昔は南小字

養老田の縣道よ北に分岐して鎮守八坂神社の西方を北進し、スイガ  
内で唾内井の西側に出て更に上記の如く竹が端まで通じ、藏福寺  
鳴に達して居たから藏福寺鳴道と称して居たものである。  
野田道。

西長岡郡野田村堺の本村小字返り田から起つて、東し本村<sup>ハ</sup>の縣道  
山田線及旧堀内道を母貝いて猶東に蜿蜒と上唾内小字大町屋敷  
と中屋敷との間に至り唾内縦貫線路に會するものである。延長  
大約十六町、幅員西部は五尺より九尺、東部は約四尺位である。

第九、里程

立田村 高知間の距離 三里二十二町(一四料二)。

全 赤岡町<sup>ハ</sup>を標まで 一里弱。

全 後免町<sup>ハ</sup> 二十三町(二料五)

全 佐古村深淵<sup>ハ</sup>を標間 二十町五門

二ノナニ

ト一、



- 全三島村物部 全上 十五町二十八町三尺
- 全岩村藏福寺嶋 全上 十九町十一間余
- 全岩村堀内 全上 八町二十九間五尺
- 全田村 全上 十三町四十八間
- 全長岡郡大條村大堀 全上 三十三町四十二間三尺
- 全長岡郡野田村 全上 十七町七間二尺

右ノ内、里程中(料)ノ記載ナキ分ハ各地ノ旧元標ト立田村旧元標間ノ距離ヲ、立田元標ハ札場橋ノ東側即小字尻細ニアツテ田村元標ハ前溪山田線路ト中道線トノ交叉点ノ側デアツタ。

一料ハ〇哩二五四六 六料ハ一哩五二七六 デアル。

第十 村勢の大要

本村の現在で土地、住民職業別、本籍者動態、生産品、耕地、農産、畜産、工業、交通、衛生、財政、富度、議會、各團體名稱等の概要を左に記し、且つ旧調を附記して参考となす。

立田村々勢大要

土地、(昭和二年志土地量帳面積(以下省略))

民有地	田	百二十八町三反少	此貸賃價格五六九三八円
畑		三町少	八四六円
宅地		二万七千六百三十五坪	七、五三三円
其他		一反少	全

戸口、(全上) 戸数 三百三十五戸 (昭和十年國勢調査世帯数二七七)

人口(本籍) 千五百八十五人 内男七百五十五人 女八百三十人

(昭和十年國勢調査人口千七百七十六人内男四百八十八人 女六百八十八人) 右ノ内出寄留五百五人

現住者職業別 (昭和十年未現在)

農業	世帯数	百十一	男二百九十五人 女三百十五人	計六百十人
商業	全	五十四	男百五人 女百八人	計二百三十三人
工業	全	三十九	男八十九人 女九五人	計百八十四人



交通業 世帯数 五、男 十一人、女 九人、計 二十人  
 務自由業 全 二十、男 里人、女 五十三人、計 七十三人  
 其他業者 全 十九、男 三十一人、女 三十三人、計 六十三人  
 無職業 全 二十三、男 二十人、女 二十八人、計 四十八人  
 總數 全 二百七十三、男 五百九十三人、女 六百五十一人、計 一千二百四十三人、

本籍者動態 (昭和十一年末調)  
 出生 三五 (死産ナシ)、死亡 一七 (何老病死)  
 婚姻 一七組 離婚 一組

生産品總價額 金十四萬七千二百六十三円

内、農産 十二万九千二百二十七円  
 畜産 二千七百三十一円  
 工業 一万五千三百五十四円  
 現住一戸当生産 五百三十九円  
 全 一人当生産 百十八円

耕地面積

反別 田 百八町步 烟 十三町九反步 計百三十四反九步  
 農家一戸平均反別 田 一町〇六三 烟 一反二六 計一町一反七九

農産 (昭和十一年調査) (但シ米ニ年二回収穫ス)

食用農産物 合計價額十一萬三千五百八十円  
 米 作付反別 二百二十五町六反、收獲高四千二百六十六石、此價額九〇九四円  
 麦 全 八町步、全 百三十三石 一八五六円  
 粟 全 三反、全 千二百貫 一一〇四円  
 大豆 全 一町四反、全 四千三百貫 五〇四四円  
 小豆 全 一町七反、全 不詳 一三九九円  
 其他 全 八町六反、全 四十二石 四三二一円  
 合計價額 二百七十七円 收穫高百六十七貫、此價額 四四四円

果實

内、柑橘類 合計價額 二百七十七円 收穫高百六十七貫、此價額 四四四円  
 柑 百八十二本、全 三百三貫 六四四円  
 橙 百本、全 百貫 二〇四円  
 梅 三百二十本、全 二石 二七四円  
 其他 五十本、全 五十四円

養蠶

收入總額 一萬四千二百八十七円  
 春蚕 飼育戸数 八六、掃立數量 一八一七瓦、收穫高 二二六貫、價額 七、七九四円  
 夏秋蚕 全 八六、全 二四三六、全 一、五九六貫、全 七、〇八八円  
 計 全 八六、全 四、三三三、全 六、二二二貫、全 一、四、二八七円







特別地稅附加稅	三十八円	歳入之部	昭和三十二年度豫算
營業收益稅附加稅	三百三十円	財產利息收入	六〇四
縣稅營業稅附加稅	九十四円	使用料手数料	一〇一
雜種稅附加稅	八百三十九円	國庫補助金	三〇〇
家屋稅附加稅	六百六十四円	縣補助金	八七
特別稅戶數割	二千七百五十四円	村越稅	六三〇・六
一戸當負擔	二十円五十三銭	雜收入	四〇〇
一人當負擔	五円七銭	其他	一四二
歳出之部		計	七〇二七
神社費	九〇円		
會議費	一〇〇・五		
土木費	三〇〇		
傳染病予防費	九〇・五		
救助費	六七五		
基本財産造修費	六七二		
警備費	一四七		
補助及寄附	一八七		
戸備費	二八六		
其他	一六		
計	七〇二七		

財產(昭和十二年三月末日現在) 總計 萬千六百五十四  
 普通財產(田畑) 三〇〇円 (宅地) 六〇〇円 (其他) 三〇〇円  
 (建物) 二〇〇円 (其他) 五〇〇円  
 合計 一千九百九十円  
 基本財産(現金) 二千五百十五円

**富度**  
 村稅課率(昭和十二年度)  
 地租附加稅 本稅一円二片 六十六銭  
 特別地租附加稅 百分三・三、百分八〇  
 營業收益稅附加稅 本稅一円二片 六十六銭  
 家屋稅附加稅 同上 五十五銭  
 縣稅營業稅附加稅 同上 九十銭  
 縣稅雜種稅附加稅 同上 六十銭  
 特別稅戶數割 一戸平均 十一円〇〇  
 其他 八十九銭

**土地所有區別**  
 本村民が他町村ニテ所有スル土地及別荘 十一町片ノ  
 他町村民が本村ニテ所有スル土地及別荘 二十三町六反歩  
 地租ヲ納ムル者 百六十三人  
 内地租 百円以下 五十四以上 二人



全 三十四以上 十六人  
 全 十以上 三十三人  
 全 五以上 二十五人  
 全 五円未満 八十七人  
 所得税ヲ納ムル者 三十一人  
 営業収益税ヲ納ムル者 十九人

議會

衆議院議員 議員數 〇、  
 縣會議員 議員數 〇、  
 村會議員 議員數 十二人  
 全選舉有権者數 三百四人  
 全選舉有権者數 二百九十三人  
 全選舉有権者數 二百九十三人

各團體、名稱

- 立田村消防組
- 全酒造杜氏組合
- 全生蘭販賣組合
- 全國芝草組合
- 全養鵝組合
- 上野内養蚕會發行組合
- 中組養蚕會發行組合
- 永田養蚕會發行組合
- 田村立田村在郷軍人會
- 田村立田村正月年團
- 田村立田村女子青年團
- 田村立田村農會
- 田村立田村婦人會

附記、牛飼育頭數は昭和十一年度四三頭、全十三年三月田村立田村(合計六十頭)の朝鮮牛を購入したので現在は七十頭以上に及んでおやう(十三年四月記す)。

旧調計數、立田村戸數(明治九年(戸口調)に本籍二二八戸、内士族二六戸、平民二〇二戸。◎全人口(全上)一〇八二人、内男六〇九人、士族八一人、平民五二八人、女四七三人、士族五八人、平民四一五人。

◎他町村へ出寄留士族六人(男四人、女二人)。  
 ◎他町村より寄留士族五人(男二人、女三人)。

◎租地(明治八年調、旧反別、よれるもの)。  
 田 一、二、四、五、反、四、五、反、十五、七、合、五、夕  
 畑 二、四、反、九、反、二十七、七、合、五、夕  
 宅地 一、町、〇、五、反、十四、歩  
 總計 一、二、八、町、九、畝、廿七、歩、五、合  
 外に他村へ移入地 田 一、町、四、反、七、畝、十八、歩、畑 五、畝、廿八、歩、宅地 五、畝、十六、歩



同（明治十四年調、新反別を以下全シ）。

田 一三一町八反七畝三歩

畑 一町三反五畝十歩

宅地 九町五反三畝十歩

總計 一四二町七反五畝廿三歩

外三他村在在廢地、田一町六反八畝十二歩

畑五畝二十歩

宅地 六畝一歩

潰地 一反三畝二十歩

◎無税地（明治十四年調）。

官有潰地 一反四畝十九歩

官有神地 一反六畝十七歩

官有堂宇敷地 一反四歩

官有芝地 八歩

官有荒蕪地 一畝六歩

民有葦敷 一反十九歩

其他民有 三畝廿九歩

總計 一町七反廿二歩

民有墓地 一町二反一畝廿五歩

◎貢租（明治八年調）

地租 米千五十五石五斗一升三合

此金額 五〇七七四一五錢

縣稅 金 三〇錢

國稅 金 一六四〇三錢四厘

總計 金 五〇九三四八錢四厘

◎地租（明治十四年調）

金 三、一六四五一錢八厘

◎牛馬（明治九年一月一日調）

牛 二十六頭（内牝牛一、牝牛二五）

馬 六十八頭（牡馬のかり牝馬なし）

◎舟車（全上調）

舟 日本形小荷船 八艘

車 無し

◎神社、寺院

神社 一座、村社 一座、無格社 八座、無格攝社 二座

總計 十二社

寺院 無し

◎物立産（明治十二年調）







同職員(昭和十年現在)  
 田村立田村組合長一人 給料報酬年額 四六八円  
 同 助役二人 九〇〇〇  
 同 収入役一人 四二〇〇  
 同 書記一人 三九六  
 同 常設委員二人 四六  
 同 統計調査員十人 六六  
 計 十八人 二、二五四

同 教 育月(昭和十學年度未現在)(別項組合 高等小學校及實業  
 學齡兒童就學歩合 男 九九、四九 女 一〇、〇〇 計九九、七四  
 小學校教 一、學級教八(内高等科二)兒童教總計 四一九人  
 尋常科男兒 一六九人 全女兒 一八三人 合計 三五二人  
 高等科男兒 四五人 全女兒 二二人 合計 六七人  
 教 員 男 六人(内元高等科) 女 三人 合計 九人  
 同組合實業青年學校 校教 科(兼持) 生徒教男五四人 教員 兼任男二  
 公學費(昭和十年度) 收入金額 三、六六四円 支出金額 七、五二六円  
 公學資産普通積立 一〇、九五五円 基本財産及積立金 二、七六三円

である。

組合役場は田村字乙見ケ内の組合小學校の南に隣接して在る。  
 因に組合成立前の立田村役場又村役所とも云つた方(本村)の南方小字土居北に在つた。今の字石佛の隣り(舊立田集落)の東隣民家の所であつた。宅地は三畝(杉)の生垣を圍らし南に門があつた。建物は東西五間半に南北四間の日本建てであつた。附記、立田村役場当時の村の揚子場は左の所に在る。  
 一、立田町中町と本村之間の依道(即ち立田)に在る。西方香長の郡堀入口より大約九所八間の所にあつた。其後十、五間(西方)に移し、更に今、立田郵便局の南(西方)の所に在る。  
 一、上陸内の家中俗に上と稱する所に在る。昔は沼田(西方)の所に在り、南側に移し、更に今は縦貫線路の西側に在りて居る。



一、永田縣道南側に在る、香長郡堺入口から約二町の所である。

### 第十二、教育

寺子の教育

本村の昔の教育に就ては記録に徴すべきものが無いけれども、その説話などによつて按ずるに、藩政時代には文學は僅に医者僧侶又は篤志の郷士などによつて持續せられて以て明治の御代に及んだもので、当時一般民は學問教育の必要を感じて居る者勝で、従つて教育機關としては古来小さな私塾様のものが数軒あつた概して此を寺子屋と云ひ、児童を教授することを寺子を取ると云ひ、教授者即ち今言ふ所の先生を多く、お師匠様、教を欠くる児童を寺子又は弟子と呼んで居た。師匠は父兄の懇請によつて教授を開始したものが多く、各自家の一室か部屋を教室に充て、大概朝七ツから晩の八ツ頃迄(四時に一時の飯

休があつた。尤も朝の始まり季節により家によつて、早いもあり遅いもあつて一様ではないが茲には大要を示したまでである)習字、讀書、算術、修身、小謠等を教へた。

普通には習字教授が其大部分を占めて居て、讀書は之に次ぎ算術作文字などは自然の習得に任せるのが多かつた。習字では師匠の肉筆(手書き)の假字(人名、村づくし、書翰、高賣往來)を習ひ、時々揚字(清書)も、且つ七月と十二月に各前半年に習得した文字を清書して師匠の検閲を受け、之を勘定と云ふた。

讀書は習字の本の讀方や進んでは實語教、童子教、女大學等を教へ、進級の者は小學、論語、孟子などを教へた。算術は今日の如き筆算は明治維新後、洋算と云ふて行水たもので、運算法を知つて居る者さへなく、主に算盤によつて四則を練習した。それ昔は算術の事を單に算盤と云ふた。

永田郡志



當時の寺子即ち生徒は年齢七八ツから十四五まで大抵一二年在學して退いた。余程富裕篤志の家庭でなければ何年中就學する者はな  
い。然かも其就學は勝手であるから就學歩合も極僅少で従つて當時  
文字を知らぬ者が多く、明治初年に村内で自己の氏名を書き得  
ぬ者が多く、まだ明治の中程に至るも代議選舉投票に自書し得ぬ  
者が大分あつたと云ふ次第である。

又師匠となる者は上記の如く請はるゝまゝに全く名譽言的に教へて居  
たから束修、月謝等の定めなく、寺子の父兄が申合せた如く、正月盆暮  
と節句などに各自若干の金品を師家に贈り届け、又師家の爲めには  
何時も何呉れとなく其用をなさんことを希ふと云ふ有様で、師匠も亦  
弟子を愛して訓陶し、常に厚情を以て之を待つと云ふ風で、師弟の禮  
情誠に美しく立派なものがあつた。

以上の如き教育の行はれた當時の社會は一般智識は低級であつたが、徳育は

# 欠



# 欠

て教室にありて、次で岩村郷堀内の東養神の前に校舎を新築して此に移轉した。立田、窪内の両小学校火災後の当校生徒は上窪内、<sup>ムツラ</sup>本村及岩村の堀内、船渡藏福寺島から通學して居た。火災後堀内へ移つてから生徒が激増四十余名に及んだとのことである。

金田寺に教授中は永田の大石盛義(医師)と北村誠三郎が最初の教師で次が岩次村の永吉某が教師となつた。永吉の時、校舎にありてた金田寺(廢寺)が火災の爲め焼失し、其後をうけて教授した。初代の校長が宮地彦三郎で堀内に校舎新築後は助教に杉本龍策や島本勢馬等が出た。当校は明治十五年に立田小學校と合併して、岩村分り生徒は京田や金地の小學校へ轉じた。

立田小學校 窪内小學校と立田小學校は明治十五年合併して立田小學校と稱し立田村小學校と稱す。後、<sup>新築</sup>新築に、<sup>運送</sup>運送と新式の高机腰掛等を新設し、後、<sup>新築</sup>新築の寺に、<sup>運送</sup>運送を全廢した。



校長には宮地彦三郎、岡田某、山崎某、北村清江、教師は大谷清枝、  
 交納義(後名好徳) 島本勢馬、岡田九其他順次、担任した。宮地彦三郎  
 同十八年田村小學校に轉じた。明治二十年に至つて  
 田村組合小學校が出来た。此は立田小學校と田村小學校と  
 立田村組合小學校とを合併して田村字で見かけに校舎を新築し、田村五田村組合  
 立田小學校と稱して尋常科第一学年より全四学年迄を置く。此  
 學級に編成し、高等科は本郡西部の諸村と組合して岩村組合高  
 等小學校を設置して生徒を此に通學させて居た。  
 当時の學制は尋常科四学年、高等科四学年であつた。此  
 以前は初等科六級より初等科一級にまで進出し、初等科  
 中等科上等科と云ふ風に科も別つて居る。明治四十年義務教育月  
 年限延長により尋常科六学年となり(一室を増設し同四十四年組合  
 高等小學校解散)より高等科を併置し、學級總數、七學級に編成

した。従つて校舎の狹隘を来し、北舎(東西二十間の一棟、四教室)を新築  
 した。其後村運益々隆盛に學齡兒童益々増加して校舎が又々狹隘  
 を告げる様になつた。故に昭和四年度に二學級分の教室を増築し、  
 現在に至つて居る。現在八學級で、設備の概要は

通常中教室	八	此建坪數	一六五坪五。
特別教室	二	全	四〇坪。
便所	一	全	一二坪。
教員住宅	一	全	一七坪五。
校地總坪數			一、五五三坪。
体操場坪數			六四二坪九。(見立重一人当り一坪八。)
實習地坪數			四四八坪二六
栽樹地坪數			七坪。

右の如き現状で教室も体操場も狹隘である。特に青年學校が盛  
 になつて来たから益々狹隘を感じ居るので本年度又は来年度  
 に於て校地拡張校舎増築の計畫を立て居る次第である。

立田村誌







家屋税附加税

田村 一月二角五分 (一月二角四分)  
立田村 田村五分 (一月二角五分)

営業税附加税

田村 一月二角九分 (一月二角七分)  
立田村 田村二角五分 (一月二角九分)

雑種税附加税

田村 一月二角四分其他〇八分 (一月二角四分)  
立田村 一月二角四分其他〇八分 (一月二角四分)

特別税戸数割

田村 一月二角四分 (一月二角四分)  
立田村 一月二角四分 (一月二角四分)

教育費經常費 (昭和三年度と下括弧内は全土年度を示す)

給料 訓導手給 六〇七二円 (六〇七二円)

全平均一人額 五六円二二 (全上)

雑給

教員手当 九〇円 (九〇円)  
教員旅費 一〇〇円 (八〇円)

需要費

修繕費 八八円 (一一五円)

教育経常費 七六六七円 (一三三〇円)

基本財産 (昭和三年現在但し括弧内は全土年度現在)

村現金及有價証券 一六八九六円五〇 (一六八三四円五〇)

全上 地 二二四一八歩 (全上)

種子校 現金及有價証券 三〇四五円 (二八七三円)

蓄積の方法

村に有財産より生ずる利子及指定寄附金  
学校、女子衛生学校より生ずる雑収入を編入し本村産学組合に貸与

児童 (昭和三年現在)

就学児童数 四四二八

不就学児童数 二 (他二 (免除))

学費児童就学割合 四四二八 / 四四三〇 計九九八



前年度尋常科卒業児童数 男 二七 女 三四 合計六一  
 本年度尋常科卒業児童数 男 一九 女 二三 合計四二  
 本年度高等科入塾児童数 男 七〇・三七 女 六七・六五 合計一三八・五  
 前年度高等科卒業児童数 男 二四 女 八 合計三二  
 在學児童

尋一	尋二	尋三	尋四	尋五	尋六	計	高一	高二	計
男 二六	男 三五	男 二七	男 三三	男 二六	男 二二	男 一八	男 一八	男 三七	男 五五
女 二六	女 三〇	女 三四	女 三三	女 三三	女 三〇	女 二六	女 二二	女 二一	女 三三
計 五二	計 六五	計 六一	計 六六	計 五九	計 五三	計 四四	計 四〇	計 三九	計 七二
出席児童	男 二六	男 三五	男 二七	男 三三	男 二六	男 二二	男 一八	男 三七	男 五五
女 二六	女 三〇	女 三四	女 三三	女 三三	女 三〇	女 二六	女 二二	女 二一	女 三三
計 五二	計 六五	計 六一	計 六六	計 五九	計 五三	計 四四	計 四〇	計 三九	計 七二
前年度出席百分數	尋常科 男 九八・〇八	女 九九・二一	計 九八・六七	高等科 男 九六・八二	女 九七・九八	計 九七・二一	通學最遠距離	二料	

歴代校長及び職員

明治二十年組合小学校職員は左の如くであつた。  
 訓導司 宮地彦三郎、代用教員 立石佐馬次 (坐元由村小学校教員)  
 訓導 佐竹右虎 (新任)  
 初代校長兼校長、入文好徳 (元楠義下、立田小学校教員) 全三十年迄  
 同二十五年に訓導一人増員 野中茂 就任。  
 二代校長 川添正三 自三十年十月至今上二月  
 以下平職員省畧校長名のみを列記する。

- 三代 全 西山喜太郎 自三十年一月至三十六年三月末日
- 四代 全 田所徳之丞 自三十六年四月六日至今年十二月廿四日、  
自三十六年三月廿七日 訓導司 野村大吉  
校長心得を命ぜりし。
- 五代 全 黒岩魚目民 自三十七年三月至三十八年十二月末日
- 六代 全 入交信賢 自三十八年五月、至四十四年三月末日
- 七代 全 門田雞助 自四十四年四月、至大正四年三月末日
- 八代 全 中村壽榮 自大正四年四月、至大正五年十二月十四日







沿革概要。大正十五年七月一日青年訓練令に基き、田村立田村組合青年訓練所と称し、組合小學校に併置して居たが、昭和十年に青年學校令が發布せられたから、今年七月に令に基いて青年學校を設置して、従来の青年訓練所は之を廢止した。全十一年度に於ては本科五年、研究科二年制をとつたけれども、同年二年度には研究科を一年と改めて、本科の一二年を一學級、それ以上の學年及び研究科を一學級とした。但し、教練は之を別室に実施して居る。(以下昭和十三年四月末現在で全校一覽表による。)

學校所在地の状況

廣き夜 東西七三三米 南北三九六七米 地積 五平方哩。  
地積、職業戸数は小學校の所に記せし通りである。  
人口は男一、〇八 女、一九八 計二、三〇六である。  
財政に就て

前年度予算 一三、七〇八 本年度予算 三四、〇四一



經常費比較 増加 二〇、三三、三四

予算に對し教育費 % 五九七八%

教育費に對する青年學校教育費 % 四四一%

負担

一戸当予算負担額 六九、一九

一戸当教育費負担額 五八、四四

一戸当青年學校教育費負担額 二、四一

生徒一人當青年學校教育費負担額 二、五四

一戸当村稅額 二二、九四

一人當町村稅額 四、八九

設備狀況

實習用建物 堆肥舎二坪。雞舎一坪五

農具室兼物置二坪五合 温床三坪

實習地 學校兼用田 四反六畝九步

全 畑一反二畝步

家庭に設置數十。其地積由六反三畝畑五反一畝步。

一人平均地積 田四畝二反三歩、畑三畝七歩。

實習用具

手鋤二七、唐鋤三、瓦鋤六、除草椽四、

肥料桶八、縮扱機一、噴霧器二、簞三、

培籠一五、スコップ五、剪定鋏一、移植コテ五、

教練用具

銃三一、劍二四、背囊二四、飯盒一五

標旗五、白帶七、指揮刀二、喇叭 四

入學狀況

青年學校に入學し得べき者の數。

總數 男八〇、他學校入學者者 男一九、青年學校に入學者 男六一。

入學者數五四、不入學者數七、入學百分比 八八、五三。



入學者中、本籍者 五三、 入寄留者 一、  
不入學者中、在住者 七、 出稼者 四八。

職業科教授及訓練課程種別。

農業科、農業の大意、農業精神、地方職業業に透

切なる事項。

教授及訓練科目並項目

修身公民科、國民道德要旨、公民心得。

職業科、農業經濟、普通作、蔬菜、畜産、

土壤、肥料、病虫害、

教練科、教練(各個、部隊、陣中勤務、旗信号、

距離測量、軍事講話)、

體操、武術、競技。

生徒調(前年度) 本科(男)

研究科(男)

在籍生徒數	一年	二年	三年	四年	五年	計
出席生徒數	五二	一〇	一〇	三九	九	
教授訓練日數	九六	九六	三三	三三	三三	
教授訓練時數	二八三	四五五	二〇八	六五	二八九	一九六一六八
出席百分比	七五	五五	五三	六三	六四	七四

以上、總て男子、研トセル、研究科のこと

生徒入學前の學歴

尋常卒業者、高等科卒業者 其他 計  
二 四四 八 五四、

生徒職業別數 農業五〇 商業四 計五四。

生徒年齢別數

十才、五才、十才、十才、十才、十才、十八才、

合計 〇四

教授及訓練季節並に時刻調



本科一二年は八月を休み通年教授する、  
 三年以上研究科は八、十二、三月を休業とする、  
 性別 男子の本科 全研究科。  
 教授は凡て書置間、毎週火、木、土の曜日。午前学科午後教練を  
 課する。

教授時教、七〇時 修身公民科 校長兼助教諭 鈴江治吉  
 同 三五〇時 普通職業科 専任助教諭 黒瀬等  
 同 七〇時 普通学科 兼任助教諭 本林正仁  
 同 一〇五時 教練 専任指導員 伊藤、真鍋、保  
 同 一〇五時 全上 全上 吉田、好美  
 經費調 (昭和五年を上に、正指、孤、丸、は、全、上、年、分、を、示、す、)。  
 經常費 一、二八四円(一、五一円) 俸給 七二〇円(七三〇円)  
 午当 一三〇円(一三二円) 旅費 三〇(三〇円)  
 其他 三〇四円(二八三円)  
 前年度國庫支應補助金 三六〇円

職員。上掲五名で内鈴江校長兼助教諭と森助教諭は組合小  
 學校から兼任し、真鍋吉田の二指導員は囑託である。  
 黒瀬助教諭は専任である。  
 備考、村内各種団体との関係、  
 在郷軍人会、男女青年團、國防婦人会其他と連絡

をとり社會教育の中核として活躍し、後援會の實現現を期  
 して居る。又農會と提携をして産業の開発に努力して居る。  
 以上は本村教育の沿革並に現況の大要であるが小學校、青年學校  
 等を出でて上級學校其他で教育を受けて居る男女青年が多数  
 ある。此等は項を改め記載しやう。唯一つ本村教育界で紀念すべき  
 ものが「殘さ磨」を、それを茲に紹介しよう。それは山領南社香長學舎  
 である。

山領南社香長學舎は又香長女子校とも云ふた。香長両郡の維新勤  
 王の志士大石彌太郎(丹波)、本林助太郎(新太郎)、池知退蔵等が、  
 二日寸志



役後に時勢に痛感する所があつて同志を合して青年教育振興の爲め政府の援助を得て、本村永田に新に校舎を新築して、明治二十二年三月まで青年教育に盡瘁せられたものである。弟子は遠く徳島縣ありたりからまで来集まると云ふ有様で一時盛況を極めた。其教育功績も甚大であつた。今其學趾に紀念碑が建つて居る。

左に当村出身の文學博士北村澤吉氏が昭和十年乙亥八月廿二日我が組合小學校の校友會で右學趾に紀念碑を建設するに際して識るされた、嶺南社香長學校略歴と云ふがあるから全文を轉載してみやう。

嶺南社香長學校略歴

本學校は初め學舎と称し土佐香長西郡維新勤王の遺士大石彌太郎、池知退藏、森新太郎、西尾元輔等明治十年西南戦争の收結より起り、餘力を専ら教育特に青年德育の上に傾注せんが爲に協力し当時縣下に勃興せる多数の社團内の學校たる高知の立志社内

の英學校及び須崎の猶興學舎と對立して十一年香美郡立田村字永田に創立せられたるものなり。初め同郡新宮村森新太郎の邸塾に於て大石彌太郎等來會して學術を講求しつゝ、ありしが此と同時に長岡郡野地村池知退藏及び山崎好昭等も私塾を設けぬたりしが二者合同し更に擴充して嶺南社と称する高知城東の一社團をなし獨立の教育機關を設くるに至れるなり、先づ其の新設機關の着手として永田の北村金馬氏邸内にて授業を開始し大石氏の紹介を以て京都の勤王儒家中沼葵園(了三)の長子梅潤(清藏)を聘して靖獻遺言、通鑑綱目、詩經、日本外史國史略等を講授し又學徒をして輪講せしむ、十二年北村氏北方一町の新築家屋に移る。教室講武の道場及び寄宿の塾舎を備ふ。東京大學南校及び三島氏の二松學舎に遊學せる弘田正郎も來りて之が授業を助け利學正宗、一名立法論綱(ベンサム原著陸奥宗光譯)及び社會平權論(スペンサー原著松立田村誌



岡剛譯)等を講ず、學徒前後數十百名近くは高知城下遠くは阿州等の地よりも未學するものあり、

是より先本村には別に竹村東野の高足北村鶴堂(諱三郎)ありて西郡子弟多く未集し郷塾子を振ひしが此に至りて是地一時城東に於ける斯文の一淵叢を成せり、十四年春梅澗先生帰京し坂本久壽岩目光馬北村浩の三生之に従ひ洛東淨土寺村の東山精舎(葵園の塾名)に入る、次で小崎克好、池知亀、蒲原家親の三生等を加ふ、梅澗先生は又聘せられて山和十津川の文武館に赴き江州を経て帰京し第三高等中學校教授に任ぜられ後伊勢神宮皇學館に轉じて歿せらる。

先生去りてよりの學舎へは上田圓増、西森貞太郎、本林澤澹等高知より代る、代る来りて授業す、當時學舎の名を改めて學校と称し、その教授科目に數學、英學、法律學等も加はり高村晴義、武内久隆、藤田祥、弘末義路、森本愛次、田村左衛士等諸氏相次で授業を分擔し二十二年三月に至る、

校舎は其の後香美俱樂部に使用して野市村に移り、次で又高知日報社に使用せられ高知市帶屋町に移さる、今の土佐史談會の家屋は即ち其の一部の遺物なり。

参考、池知退蔵は長岡郡西野地村(今、長岡村の内)の郷士、名は重利と云ふ、土佐維新勤王の血盟同志で大正四年従五位を贈られた。

本林新太郎は香美郡新宮村の郷士で、初め助太郎、為政と称し、後新太郎と改名した。矢張血盟勤王の同志で、大正八年従五位を贈られた。新宮村は今宮用家村に属して字地となつて居る。

大石彌太郎は香美郡野市村(今の野市町横井)の郷士で、土佐維新勤王の血盟同志で、明治三十年勤王の功により従五位に叙せられ大正五年卒した。前名は元敬、後には田と改名した。

右の三名は明治中期に百做社を創立してマツチ(權附木)創家造、制衣茶等をも経営して大に殖産興業にも盡力したことがある。

中沼清藏(梅澗と号す)の父了三は京都の儒者で勤王家であつた、名は



之舜、字は魯仲、号は葵園、了三は通称である、元隠岐の人で學習院教授、孝明 明治二帝の侍講、仁和寺宮伴讀等を奉仕し、明治中正六位に叙し、全二十九年七十三で卒した、生前京都吉田山の山に東山精舎を結び子弟を教授た名儒である。清藏の嶺南社香長學舎に教授せられたのは明治十四年の春から暮までであつたとの説もある、如何や。森澤澄は土佐郡茶泉寺村の人で号を茶泉又宕陽と云ふ學者で初の幡多郎中村町の行餘學舎に聘せられて教授し、後立田に轉じ来つて教授した人である。香長學舎の屋敷趾は縣道から北七〇米の地奥に記念碑が建て居る。永田小字大北の田約一畝二十歩位の方形の土地で今は全く林しい田圃の一部とあつて居る。

### 第十三 宗教

昔は非常に峻嚴な宗門改が行はれて居たので全村皆佛教徒であつた。從

つて佛寺も永樂寺、長福寺、遍照寺(後藏福寺)、金田寺などが有つた様である。永樂寺、長福寺は寺跡の目出度にも似ず早く廢寺となつて趾形も確でない、又遍照寺は後藏福寺の移轉以來其名を忘れられて居るが此も藏福寺移轉前既に廢頽に歸して居たであらう。然れども明治の初まで藏福寺金田寺の二寺が残つて全村殆ど其檀家であつたが、明治初年に至つて藩府を路者が廢佛禁經を唱へ政府は佛の自由を許したので、寺は何れも廢寺となり、佛教徒は神統各宗派に轉向したるものも多く、明治十七年即蘇教が本縣へ始めて入つてからは本村内にも二三信者が出来た模様である。精密を調査して居る。本村には即蘇教信者は極々少く、蘇教が六分を占めて居るとして純神統が一部分を占めて居る。最も佛教徒で愚住教徒でもある、廿雲大社教でもあると云ふ風々の多。天理教徒も約一分足らずは有らう、此信徒万事神式によ純信を信者が割合に多い觀がある。



先づ真言宗、日蓮宗(法華)、淨土宗、真宗、禪宗(以上佛教)、黒住教、天理教、金光教等が行はれて居る様である。

宗教的行事は五、六十年前には色々行はれて盛であつたが今日は其数も度数も減少して法要會式祭典講社等も微々として振はつたのは毎頁に概かほしい次第である。

講社にはお伴勢講、天神講、大師講等が主なるもので、祭事には鎌初め祭、観音祭、お大師様、庚申祭、帝釈天と青面金剛を祀る、日待月待祭、二十三日、川祭、

社日祭、節句、彼岸會、盆祭、芒神祭、夏神事、秋祭、お見立、お迎、野神祭、お佛事、節分、ハ朝、お祥月、織姫針祭など云つて来た、、

澤山の祭りがあつた。其他宗教的行事習慣等は管々敷ければ省略する。

### 第十四、神社。

本村には神社總數十二社、内郷社と村社が各一、無格社が十社ある。

### 立田神社。

立田村小字鳥帽子田、官有地九畝十四歩(社地)に鎮座。

郷社で古来立田村の産土神ウツスナで明治維新前は三所大將軍社と称奉つて遍照山内樹院藏福寺の住職が別當職であつた。明治維新後神佛混淆を禁ぜられてから立田神社と奉祀り、明治六年

七月三十一日以來の郷社である。(大正元年八月郷社奉幣祭祀指是)

祭日 昔は六月十五日と九月九日であつた。現在は  
大祭日を十月二十日と定めてある。

祭神、勧請来歴等は分明でない。

勧請に付て古老の傳に古根据に「京都より先年勧請候由縁記棟札等之れなし」とありと云ひ、香美郡神社記にも此事を記載してあると聞く。猶ほ御祭神に關することは、後に詳しく記すべけれど其條をも参照せられ度い。



境内は東西十六間四尺二寸南北十七間 此面積九畝十四歩で社殿の南、正面に幅一間長さ六十間の参道(俗にお馬場と云ふ)がある。旧記には社地三十六代宮林の四方は竹藪で御山方の支配である」と記してある。昔は六坪が一代、五十代か一反の制であつたから社地三十六代と丁度今日の七畝六歩に当る。

社殿は御本社 縦五尺、横五尺三寸。

拜殿並に幣殿 一棟、方三間半。拜殿は二間に三間半で幣殿は方二間で其左右は各々小室にあつて居る。

鳥居 三基 狛犬一對 井一棟。

狛犬一對と鳥居一基は社地正面入口に、参道入口と中程に鳥居各一基、境内正面左側に井一棟がある。

境外に石燈臺 一基。立田札場橋西詰南側大松の元に在る

上には緑の老松が枝を交へ、下は田村川の碧流が流れて居る。三所大將軍、城内安全と北面に刻し、南面に金毘羅大権現と刻

し、側に安政五年午六月とある。(八十年に建てたもの)。

御旅所。当村永田小字秋竹(縣道)にある、高くて清浄な土地の中央

切石で疊んだ御輿台があつて、其南に美しい老松が一株盛栄え居る。

祠官。明治の初から西田秋成が奉仕し一時西田は引退し、芦田喜

内が之に代り、間もなく西田が復職し、明治生も卯八月に及び退

職して山本勇助が全廿八年八月まで奉仕し、其子山本國馬が之の職を継ぎ、数年の後山崎清水が就職し、次で其子山崎正水

龍巻職し、以て今日に至る。

棟札寫。

一、享保四己亥九月吉祥日上尊三所大將軍社横堂舞殿、

導師 五井屋山覺龍

別當 藏福寺良仙



本願 岡田孫市

美彦曰、享保四己亥年は紀元二三七九年で徳川吉宗將軍の時代、  
今から二百二十年前である。

五台山覺龍は当時長岡郡五台山村五基山金色教院竹林寺で正  
徳享保の頃寺務を執つた僧である。

藏福寺は竹林寺の末寺で良仙はその第五代の住職で正徳五年  
から享保九年迄当村藏福寺の寺務をとり且つ当神社の別当で  
祭祀を掌つた者である。

岡田孫市は当時立田村の庄屋藏岡田孫兵衛の長男で父の代役を  
勤めた居たが、其後享保十六年朝倉村大庄屋を伴付られて弟の孫十郎が  
父の後を襲ひて庄屋とまつた、此孫十郎の内が明治維新まで本村の庄屋  
であつた。

同棟札寫

享保二年六月吉祥日 五基山三所大將軍社

導師 五基山 覺龍

別當 藏福寺 賴壽

美彦曰、前記の棟札より七年後のもので、藏福寺頼壽は前記良  
仙の次、即ち第六代の住職で享保九辰年から二十二年迄寺務  
を執つた僧である

御神體。香我美郡神躰記に三所大將軍社後、尺は七寸余立像但  
零落仕何とも不知とある、古老の傳にも非常に古き物で石と  
も金とも見分け難く又何の御次とも辨じ難き程の物ぞと云は  
れ居る。

繪馬。紀念保存すべきものは左の五匹である。

一、明治五年十一月吉日、東町氏子中とある小き繪馬、川中島戦一面。

一、全廿七年七月、東町組中、大繪馬、歴史人物一面。



一、明治廿八年、岡田虎次奉獻小繪馬、成歡聚の般一面。

一、同廿九年六月吉日、上組氏子中、日清役大勝圖 一面。

此は最も大なる繪馬で横四尺に縦三尺位のものである。

一、同三十三年、上組氏子中、大繪馬、楠公父子訣別の圖 一面。

天正地檢帳に大將軍修理田、大將軍鏡田の二がある。修理田は神社の後に在つて、鏡田は町の南、石田の東にある。其の由来、沿革其他は詳でない。

参考。祭神、神躰、勸請其他に關する事項。

一、古老の傳に本郡岩村の郷社神樂地祇神社と同神である云々。

美彦曰、神奈地祇神社は古来同村の産土神として岩村神通寺宇

西ノ内に鎮座まします郷社で、國史現在社である三代實錄に、

貞觀八年八月七日土佐國正六位上神奈地祇神に從五位下を授くともある。祭神は孝安天皇の外祖天忍男命の妣賀奈知姫命で、若

一、王子宮、三所大將軍、自在天神を合祀してあるから。此神社の

祭神中の三所大將軍が立田神社の祭神の三所大將軍とは無論同一

である、それ故古傳の祭神同一説は全くの嘘ではないか、賀奈知

姫神では無いことか明である、そして三所大將軍とは何神かその傳

本名は夫張り不明である。

(二)又傳へ曰、西深淵郷立田村の三所大將軍社、御神躰は東深淵郷大

谷神社の御神躰と同一なるものを安置すと。

美彦曰、按ずるに此傳は立田村が西深淵郷に屬して居た頃からの

ものと思はれるが、さすがは室町時代以後の事、て天正前後からのも

のでは無からうか、現に天正地檢帳に立田村は西深淵郷立田村とあり、

上唾内は西深淵郷上唾内島村とあるが。

又立田の神祭は近くまで大谷神社と同日で東西相呼應し執行し

たと云ふ傳へもある、此も亦東西深淵郷を称した時代から傳つた遺



習であらうと思ふ

③前濱村伊都多神社と御姉妹神であるとも又同神であるとも傳ふる。此の傳説は甚だ新しいもので、古老に聞くと、昔からそんな傳は無かつたが、此は必ず近頃の若い物春が何かの間違ひて誤傳したものであらうと云ふ。成程左もあらう、元來伊都多神社は祭神不詳で、猶一説に伊都多神社は東殿西殿と二座あつて東殿は寛永十五年その東殿の神靈を田村へ移し奉つた、即ち田村の郷社伊都多神社が是であると思ふ、而して今の前濱田村西村の伊都多神社は共に祭神が不明である。従つて立田神社はその姉妹神にせよ、同神にせよ、矢張り神名は不明と云ふことに歸着する。按ずるに、此傳説は寛永十五年、前濱伊都多神社東殿の御神躰を田村に移奉つて伊都多神社と尊崇し、未だる際から前濱田村西社は御姉妹である、又は同神であると申傳へし事から、田村の隣村なる、我立田村の氏神を田村の氏神と

とリ違へて誤傳したものでないかと思はれる。

④立田神社の祭神は女神で大荒醜貌にお方で終身嫁かずに居て長壽を保たれたが相模がお嫌いで祭日の余興に角力で催すと必ず俄雨が降り出し、大荒れがしたりすると言傳へて、此神社では昔から祭日に相模をとらぬ慣である。

⑤古老の傳に立田の氏神様は男女縁結の神であるとして、近郷から参詣するものが多い。

美考曰、⑥西の傳は余も亦外祖父岡田重盛にも外祖母(重盛の妻)で明治四十年頃八十七歳で卒すに伯父岡田重高にも聞いた事、共に有名なき傳である。余は近來「立田神社は昔大將軍社と申たと云ふが、此は軍神であらう、坂上田村丸が源義家か或は源頼朝では有りませんか」との質問に逢ふと、數回に及び、故「祭神は未詳な



れども上記(四)の傳へは随分古くより行はれたものであるが大將軍神社と云ふから軍神であらうとは速断せられぬと答へた事である。余は昨年十月文化文政の版本で大將軍社の記事を見て益々立田神社(前名三所大將軍社)の祭神研究をして見たいと志した。其記事と云ふのは、

「大將軍社、紫野大徳寺の門前に在り木花咲や姫の姉磐長姫を祭る。此神貞見なく、てつみに夫婦の道なかりしとなり故に今男女の道を守り給ふ也又一條紙屋川に同名の社あり傳記未考」と立田神社祭神に關する古傳とよく似通ふ處が多い。依つて愈々京都方面へ出張調査の必要を感じ、昭和十三年一月六日都の大將軍神社を、わり調べて大体御祭神は磐長姫命ではないかと思はれる迄になつたが猶々慎重調査を重ねて神威を授け不敬にわたらぬ夏期した。左に右調査に關する一斑を叙して後日の参考にする。

磐長媛命は神話によると伊弉那岐伊弉那美二神の第三十番目の御子、大山津見神の御子で、櫛田姫、木花知流比賣命など御姉神に神大市比賣、木花開耶比賣命などを御妹神に持たれてゐた。父大山津見神は初め今の薩摩の阿多郡に御住居にあられて、早くから諸方を御征服になつて御威勢ならぶ者なき有様であつた。後には御子の木花開耶比賣が天孫瓊々杵尊に嫁せられて彦火火出見尊を生まれさせた。そして彦火火出見尊の御孫が神武天皇様とあられたので、大山津見神は天津日嗣の神祖に當らせられた。扱て、天孫が日向から薩摩方面へ御遷降の折、極大山津見の姫神木花開耶姫命が御道筋に居られた、すると之が天孫の御目にとまつて、天孫が御供の御家来に「あの美しい婦人は誰であるか又何をして居る神の子であるか」と御尋ねになつた、すると御家来は「あの美しい媛神はこの地方を開拓させられた山々を支配してゐられる大山津見神



の第三まで木花閨耶比賣と仰せられます」と申上げた。すると天孫はそれでは大山津見神へ木花閨耶姫を妃に立てたいから是非所望するとの御使を立てた。大山津見神は御言を畏んで大喜びで早速木花閨耶姫と御姉神の磐長比賣とを俱どもに天孫へ差上げた。處がこの磐長姫は御妹の木花閨耶姫とは反対で、至つて醜いお方であつたから、天孫は直ぐ磐長姫は御親神の許へ御歸へしなつて、美しい妹神の木花閨耶姫のみを留めて妃とし給ひ長く御睦じく御暮しになつた。然し此の美しい木花閨耶比賣は御壽命が余り長くあらせられず恰も木花のちる如くにおかかれ遊ばれたが、醜かつた磐長姫は終身御獨身で、大妻御長命であらせられた。

磐長姫命はかやうな神様で後世縁結の神、息災延命の守護神、又武運長久高貴繁昌の神として祭祀し、靈驗顯著な神である。

京都の大將軍神社。上記の傳に先年京都より勸請するとの次第もある

其傍々京都方面の實地調査をなしたるに、京都には今大將軍社教社あるが内参考となるべきもの二三社をあげて他は省畧する。

一 大將軍神社は京都に都をお定めになつた時、都の四方に配祀した神社の名跡であるといふ。又都の四方四隅即ち四方八方に配祀した社號とも傳へられて居る。要するに帝都守護の爲め都の周圍に配祀した神であるが必ずしも軍神武神とは限つて居ないことは勿論である。そして今日の京都紫野大徳寺町鎮座、府社今宮神社境内社大將軍神社ダイジンノカミと同西加茂鎮座、村大將軍神社ムラダイジンノカミは祭神いづれも磐長姫命で共に由緒ある古社である。

府社今宮神社境内の大將軍神社は今より約五百年余り前に出来たもので紫野大徳寺の東總門前に鎮座して居たが明治維新後神佛混濁の禁令により同社は大徳寺境外へ出して一時は一宗教家の内に祀られて居たこともあるが近年地方敬神家の運動によつて大



徳寺に近い府社今宮神社の境内に神祠を新に造営して今日に及んだものである。余が昨年見出した大徳寺前の大將軍社と云ふのが即ち是である。今宮神社の樓門を入つて左方に行くと東端に織媛神社がある。次に大將軍神社がある。社前には大徳寺境内に鎮座當時の古燈籠元禄時も建つて居る。祭日は毎廿三日で大祭は十一月廿三日である。

此の神社が有名を縁結の神、息災延命の神で又高貴繁昌の神である。此辺は所謂西陣檢織の中心地で高貴繁昌を祈願する實業者が常にまゑと云ふことである。

西加茂の村大將軍神社は西加茂字總門に鎮座まゝです。磐石長姫神を祀つた社で氏子戸数百三十戸。推古天皇の御宇から鎮座して居る。又傳によると元尾屋寺の鎮守であつたと云ふことである。社殿は間口一間八分、奥行一間三分。拜殿は間口二間奥行三間半である。

此の神社は矢張り縁結神、長息の神として有名である。又

官幣中社、貴船神社(祭神高麗神)の榎社で本社から廿二町距つた路傍(貴船)に結神祠がある。磐石長姫命を祀つた社で古来縁結の神として靈驗いやりこであるとして結神々々と呼んで本社号を知つて居る人もないといふことである。

其外深草の字鳥居前藤林神社の境内末社に大將軍神社と云ふがある。又三條大橋の東下がる所に村社大將軍神社がある。又紙屋川即ち一條御前通西入町にも村社大將軍神社がある。此邊一帶の地名を大將軍と云ひ此の神社は昔は大將軍堂と称したもので拾芥抄山槐記首楞嚴經第六卷山嶽名勝志、大日本地名辞書等にも出て居る。大日本地名辞書には首楞嚴經第六を援いて「上天大將軍、即天帝所管將也、分住廿三天各領鬼神鎮護四方」とあるを以て本堂の縁起の本文となすとある如く此の社は明治時代に廢佛



祭釋の結果、新に大將軍八神社と改稱したもののらしく。別書は当社の起原祭神等末詳とあるに、かゝはらず。安貝地に調査すると大要左の如く明記した由緒の揭示がある。

村社 大將軍八神社

祭日 十月廿三日

由緒

祭神

素盞鳴尊

天忍穗耳尊

天德日命

天津彦根命

活彦根命

熊野櫛樟日命

田心姫命

湍津姫命

市井嶋姫命

柳も大將軍八神社と申すは前諸の神を祓りて上古延曆十三年桓武天皇の御宇依願勅願大將軍八神を大和國春日山麓

より当社地に遷座鎮齋し給ふ当社は帝都の四方に勸請せしまず八神の其一にして方位のことを主り給ふ旧書に曰、玉城守護神当社其一西方神也以大神（八神の誤書か）於封之矣自西朱雀至西洞院擁護之給云々とありて尚当社地へ遷座と共に聖武天皇の御神徳も合祀し給ひて御神徳の廣大なること明あり爰に其由末を記す。

大將軍八神社

社名

右によると祭神、由緒等は明瞭であるが我が立田村の三所大將軍社との關係は全く不明である。其他の京都に在る大將軍神社に就いては省察す。

以上の記す所によつて我が立田神社の祭神と京都の大將軍神社の祭神に就ての調査概要となし、以て御祭神は磐長姫命ではあるまいかとの念を強くしたことを附記しておく。



猶ほ三所大將軍と云ふことにつきて愚見をのべて当社の境と終りた  
 い。三所何々神とか五所神社とか云ふ様事社跡は多く有るが高知縣  
 内でも三所神社が数社あつてその祭神は一柱のもあり、又三柱のもある。  
 五所神社は三社あつて祭神は皆一柱である。又六所神社も数社あ  
 るが四柱のもあり、五柱のもあるが丁度六柱の社は多い。又八所神  
 社は一社で祭神は八柱山積神となつて居る。十二所神社は四  
 社あつて祭神は一柱のもの、八柱のもの、十柱のもの、十六柱のもの  
 等各一柱つゝある。又十八所神社が一社あるが此祭神十七柱とま  
 つて居る。以上の例によると何所と云ふことは祭神数には余り関係がま  
 い様である。

されば所と云ふは何を意味するかと云ふと其祭所数例へは全神  
 靈を甲地、乙地、丙地の三所に祀り居れば三所神社とか三所何々神社  
 と云ひ、或は甲地にも乙地にも丙地にも祭祀社の(三ツ)あるのを三所

神社と云ふか、或は既に甲地、乙地の二ヶ所に祀られ居るを以て今度  
 祭る社は三所目に当るから三所と云ふのか、或は三ヶ所の土地の鎮  
 守神を三所と云ふのか以上何れとも確定し難いものがある。  
 又高知縣内に於ける大將軍十神社の数は現に十二あるが(小宮  
 大將軍神社と云ふもの一社を合む)内安藝郡二社、香美郡二社、長  
 岡郡六社、土佐郡一社、吾川郡一社である。又社格で云ふと村社二、無  
 格社十である。又祭神不詳八社、祭神の分明せるもの四社で何れも  
 無格社となつて居る。即ち祭神の明る社は安藝郡那珂井利町宮  
 樋口堂無格社大將軍神社の祭神、伊都之尾羽張神外七柱と香  
 美郡富家村新宮字ヤカタ屋敷無格社大將軍神社の祭神、經津主  
 神と武甕槌神と、土佐郡朝倉村字願成寺無格社大將軍神社の  
 祭神、大國主神と事代主神と、吾川郡仁西村仁ノ字北代の無格社  
 大將軍神社の祭神、經津主命とである。



以上によつても大將軍といふのは必ず軍神武神のみとも限らぬことが分る。  
立田神社の祭神に就ては猶馬く研究して確實な解決を得たい  
と思ふ。

### 八坂神社

立田村上陸内小字中内<sup>カノウチ</sup>に鎮座。

村社で古来上陸内(昔は西深淵郷上陸内島村)の産土神である。明治維  
新前までは神佛混着祇園牛頭天王社と称し奉り、明治六年七月  
三十日から八坂神社と改称した。今年氏子数は五十四戸であつたが  
現在は四十三戸である。

祭神、健甕須佐之男尊(大正五年六月奉幣供進の村社に指定  
せらる)。)

御本殿は縦二尺八寸、横三尺五寸。渡廊一棟一坪。

拜殿及幣殿一棟 六坪一合余(間口一間三尺七寸、奥行三間半と  
横五尺に縦一間の二殿)

鳥居 三基 (赤削衣、他石製、模擬石製各一)

狛犬 一對

境内は官有地で東西十二間四尺二寸、南北十二間此総坪数百五十二坪、  
(五畝二歩)外に幅一間、長さ二十間四尺六寸と幅一間一尺長さ十二間、  
合計三十二間四尺六寸の参道がある。

### 棟札

一、奉牛頭天王 天正十六年云々

此の棟札は本村に現存する棟札中最古のもので或は此れが当  
社勧請最初のものではないかとの説もある。

牛頭天王とは神佛混着の昔当社を祇園牛頭天王社と奉祀す  
居た為である。

木槌。当御本社に所蔵の木槌が一個ある。柄の表裏に左の文字  
がある。



文政十三庚寅年九月吉日、  
諸願成就皆令満足 大工中村市右衛門清信



此は文政十三年に本殿又は拜殿の改築に  
修繕をした時の記念であらう。

### 繪馬と祭具

繪馬にて最も古きは文化十三丙子年八月、願主大町傳内、大町  
克次、鞍納の大繪馬横三尺 縦二尺余 武者繪 一面（二三年前の物）と  
明治三十五年七月、願主秦泉寺清次、鞍納大繪馬（前記と畧同大）  
源三位頼政ぬえと射る圖 一面 画師南泉の筆  
南泉は当時深淵に住する者。  
其日清役從軍報賽岡田寅次奉納の中繪馬、成歡戰圖一  
面、軍夫石本栄吾奉納の小繪馬。日露役從軍岡田利重

奉納戰利品、砲彈、馬蹄鐵等がある。

古祭具 には天保五年奉納の依脚祭机一脚。文政三年十月  
吉日と記せる提灯竹相等がある。

### 祠官

明治維新後八坂神社と改稱して後、社掌高橋行長  
始て当社の祭典を掌り承来 二代山本勇助 三代山本圓  
馬、四代高橋文平 後之姓言長に復姓 五代吉良作馬 六代寺  
川涉（現任）に至る。

### 勸請沿革

等の詳細不明なるも、古の傳に當時は松園、東  
と稱奉つて昔大町家の祖先が京都より当村へ下向の際京都八  
坂の牛頭天王（今日の八坂神社）の分靈を勸請し来りたるもので  
あるとも、又大町家は京都在住の頃より此神を深く尊信せるよ  
り当地に移住後も大に尊信したもので或は当社は大町氏の  
来り以後既に当地にありしを大町氏が特尊信奉廟したりの



かとも傳へられず諸説一定し居らず。(大町系図、大町文書参考)  
 大町氏は應永年中(南北朝合一後、紀元二〇五四年から二二八七年迄)  
室町幕府の足利義教が將軍となれる前まで  
 京都から下つて当村宇前田に住居して居た。細川守護代時代は山  
 田氏、長曾我部氏に順次臣屬して居たが、旧主長曾我部氏が  
 滅びて慶長五年山内一豊が藩主として入封するや大町氏は  
 何れも二君に仕るを潔しとせずと浪人して諸方に流轉した。  
 然が上野内へも此時移住したものであるとの説がある。されば大  
 町氏は此時迄大町邸内で当御神を祭祀して居たのだらうか。  
 又それ以前に大町氏は野内へ此神を勧請して居たことだらう  
 か。此の真が確でない。天正地檢帳には天正十六年に上野内に大  
 町屋敷の地名があるのを見ると其一族中には慶長以前に上野内  
 へ入り住して居たものが有つたであらう。当社の古棟札に天正十  
 六年とあるを見ても大町氏と当社の關係が深かつたと云ふ傳を

じて考へると山内氏入國以前に野内の大町氏は既にあつたもの  
 だと思はれる。

当神社の御鑱は古來大町の宗家に保管する慣例である。又  
 当神社の祭儀には大町宗家の主人必ず参列するを例とし其  
 参列なき時は執行を差ひかへて相待ちて後行ふこと古來の  
 仕来りである。

大町家文書に曰く「先祖京都にて祇園社を信仰せるを以  
 て当社をも尊信す、当社之祭禮社職等神主之勤め之儀式  
 大町氏より大筋之義末々追存すべき由此説古來の申傳  
 る事也」とある。

祭日、昔は毎月七日に奉祭し、六月十四日には粟の御供をする例  
 であつた。現今大祭は十月廿七日に夏祭は旧曆六月十四日に行て居る。

境内社 竈戸神社。



八坂神社本殿の左方に鎮座の無格攝社である。  
祭神、未詳。

祭日、八坂神社と同じ（前には十一月八日）。

社殿、縦一尺四寸、横一尺八寸。

八幡宮。（万度宮）

八坂神社本殿の西方（右）に鎮座の無格攝社。

祭神、應神天皇、神功皇后、姫大神。

祭日、八坂神社と同じ（前には十月十六日）。

社殿、縦二尺四寸、横二尺七寸。

参考、京都の八坂神社は当八坂神社の勧請元であるから今八坂

神社の概要を左に記す。

八坂神社は京都祇園町の八坂に在る。素盞鳴尊その妃櫛名田

姫及び御子神八柱を祀る官幣大社である。古く祇園社といひ素

盞鳴尊の本地により牛頭天王ともいふた。清和天皇の貞観十八年

常住寺の僧圓如が神託によつて播磨國廣峰から此地（山城國お

たき郡八坂郷）に遷し奉つた。爾来疫病退散の靈顯著聞し其祭

禮を祇園會又は御靈會と称して有名で其日は都下が殷賑を極

める。昔は神領地が諸國に亘り六十余箇所もあつたが明治に至

り八坂神社と改称し、神領神域はいづれも縮少せられた。初め官

幣中社であつたのを大正四年十一月官幣大社に陞せられ、神苑擴

築の工事に着手し昭和三年五月盛にその竣工祝賀祭を行ふ

た。本社の例祭は今猶も祇園祭と稱して七月七日に御神幸、同

二十四日還幸がある。神輿山鉾の行列囃子の演奏皆内外人の

耳を驚かすものばかりである。

石鳥居、南樓門、拜殿、本殿、西樓門等は優雅端麗な建築

である。境内の摂社末社は二十以上もある



本社の子子区域は東は東山から西は大宮に至り、南は松原通を限り北は二條通に至って居る、都下中心地を包み所謂中京の繁華區に當つて居るから京都の特色を遺憾なく發揮する。この祇園祭の光景は必ず一見の要がある。神幸祭を祝ふ区域は蛸薬師通から南で、それ以北は還幸祭を祝ふ區域である。

祇園神會

晝幕猩々客履欄、千家社會極娛歡、於炎繁瘠无應異、今日澤成富貴者、

祇園會や真葛ヶ原も風甚薫る、  
 鉾に集る人のきはひも、都かちよ、  
 我が子にて候へあれに、鉾の児、  
 横町や祇園祭の、西瓜店、  
 子規

○入交好徳の云ふに、陸内の八坂神社祭神は速須佐之男尊と櫛稻田媛命と五男三女の神である。上記京都の八坂神社祭神と同じ様に聞いた。然るに今は祀の神も御子神八柱のことも神社誌に記載がない。因に五男三女の神とは素盞鳴尊の御子多紀理比賣命(亦名市杵島姫)多岐都比賣命(八島土御神)奴神(大國主神の曾祖父神)大年神、宇迦之御魂神、須勢理毘賣神、田心姫神(亦名佐依姫命、亦名中島姫命)等の神々のことであらう。

名木、陸内八坂の大樟、根本の周り一丈余高さ三十余尺、約三百年以上の古木で神木と称し注連縄をはりまはしてある。  
 立田村八坂神社拜殿の左方四間所にある。

伊奈木神社

俗においげさまと云ふ。  
 立田村上陸内(中内)一養老田と称する地に鎮座する、無格社。  
 祭神 稻倉靈神(宇賀靈神)。



祭日、八坂神社に同（昔は十月廿日）（昔は十月十六日）  
社殿、方一尺七寸。

社地、八坂神社の西南約二十間の処に在る民有地三歩である。

竈戸神社、俗に荒神様と云ふ。

立田村上唾内字大町屋敷に鎮座の無格社。

祭神、未詳

祭日、十月廿八日（昔は十月八日）。

社殿、縦二尺、横二尺四寸

社地は民有地で五歩の廣である。

天満宮

立田村（小字）神木（内）（元土居の後と稱する処に鎮座せる無格社）。

祭神、菅原道真公

祭日、十月廿四日。

社殿

本社、方三尺、階方三尺、廊下、縦一間四尺横三尺。

拜殿、縦一間三尺、横二間

鳥居、二基

社地、現境内一畝十六歩（官有地）である。

神木、八重の白梅。境内菅公乳母の墓の側にある。此は菅原

家の乳母某が菅公筑紫に遣はられた時、菅公御遺愛の八重

の白梅を奉持して当國潮江村（今の高知市潮江の字高見）に居

給ふ御子菅原高視朝臣の許に到らる途中、我が立田村で不

幸病にかかつて卒した。里民は此乳母の死を悼み憐んで懇

に此地に埋葬し、此神木、八重の白梅を此地に植えて菅公の神

靈を觀請して菅相觀音と名けて崇敬したが、後天長元年菅公

の罪なきことが明かになつて、正一位太政大臣を贈られ又社を京



都の北野に建て、北野天満宮と奉齋するに及び当社も天満宮と改称し尔来今日に至る迄、村内外の崇信篤く、無格の小社であるけれども古来靈顯著聞して實者が絶えなない。此の神木は初め御成殿の前にあつたが数百年を経た古幹で往々靈異のこともあつた由である。明治三十二年八月某日の暴風雨には其被害が甚大で当社の古神木も終に根元から折られて遺残木がなくなつた、實に惜いことである。然るに幸にも当時前神職西田秋成が豫て此の神木の遺種を私邸に培養して居たから氏子が此を請ひ、けて境内に移植した、それが即ち今の神木である。

四國老樹名木誌に曰く「立田天神のウメ、所在地、高知縣香美郡立田村字神木内、地上1M3、周囲1.94M」

樹高 4M.

推定樹齡五〇年、

土佐存古録に曰く「菅公御長男土佐権守は潮江村に在り、菅公の筑紫に侍後せし臣並乳母等各々公の遺物を奉じ権守の許に来り、其乳母壹人、公御秘藏の白梅の盆栽を奉持し立田村に至り病死す、此梅を此処に植えて社地とし小祠を建て梅の木を尊重し神躰の如くす。天保十二年の頃、氏子神教を奉じて本社を修築せんとす。右梅木横たへ有りしを修築亦に障害なすよと思ひしか一夜此枝葉一も経営に障害なきに至れり」と今は老梅既に枯れて炭代目かの木樹を残す。」と。

菅家乳母の墓。

上掲梅木を奉持し来れる菅家の乳母某の墓は境内神木八重の白梅の側にあつて大巖を墓標としあるが、此の巖



面に墓誌なきを以て、本年この墓側に菅家乳母の墓を記念する碑が建てられた。

当社の由緒沿革。

菅原道真公が延喜三年九州大宰府で薨死給ひその侍従の人々は御遺物などを奉持し帰京した。中にも侍臣数人と乳母某は土佐に下つて潮江の高視朝臣の許に至つたが乳母某は不幸当村に於て病死し、其際奉持して来た菅公遺愛の八重の白梅を村民か此の地に植て此を神木と尊信し其傍に小祠を建て菅公の神靈を勧請して菅相観音と称して崇敬し後天満宮と改称して崇敬したものである。世に乳母天神と称して古来有名である。今も遠近より賽者多々縣下名社の一つである。然し勧請其他に就て詳細なる記録がなく、此以上は不詳である。猶前後引用記載の文を参考せられ

たは参考。

土佐存古録は奥宮禮の撰する書であるが同書に当神社のことが掲載されて居る。その寫左の通りである。

相傳菅公御長男土佐權守たり(以下前掲、神水八重の白梅の條下に引用せる四國老樹名水、記事中の土佐存古録記事と同じき故その同じき部分だけ引書)云々 天保十三年の頃氏子神教を奉じて本社を修築せんとす右梅水横たへ有りしを修築に障害ますより此枝葉を伐除せんと云氏子等翌朝其処に斧斤を揮乃へ至りしに枝葉一つも經管に障害なき姿となれり。禮案潮江菅廟の杉と同じ。又此処に落雷をしと云。昔徳弘三郎左卫門と云もの菅家の家臣にて高親公の御供し公衆屋と云所にて病に罹り卒去す之を大巖の下に葬り家末長崎安並野口久兵衛菅元吉



左衛門 徳弘右近皆行処を知らず右近時に相公の事を思ひ  
淨して奉極菅相親音と名け小祠を建つ後に天満宮と称す。  
香美郡立田村神明細帳に揚ぐる当天満宮の由緒には  
『古九の口碑に曰く菅公と大要上楊土佐存古録と同様の文をか  
かげて居る。又其下に』

『又雜書に託し曰くとある文を摘録すると大要次の如くである。  
立田大將軍社の西一町に徳弘三郎右衛門居す家元菅家の  
家臣より高上公高親公の誤か御供す公衆屋と云ふ所に病  
に罹り卒せり之を大岩の下に葬り高親公土佐にて葬り大山石の下に  
葬ると云ふとは誤り高親公は其後都府歸らる家来第一長崎安並野口  
久次衛門菅右衛門徳弘右近皆行く処を知らず然るに菅家  
二本の賣水八重の白梅あり家来共記に互に分配し散す右近時  
に相公の事跡を思ひ（家来共記不詳）口口口口口此白梅を奉じ小宮を立て菅

相親音と名く後朝廷相公を天満天神と改む故に村民此宮を天  
満宮と奉祭す今社内に梅木親音画像を祀れり』とある。

祭神菅原道真公。公は日本舟道の鼻祖野見宿禰の末祖参議  
從三位菅原是善の第三子で幼名阿呼丸性穎悟朝廷に仕へて  
宇多天皇の寵遇を受け権大納言に任ぜられ右近衛大將を兼ね  
醍醐天皇の御位に即くに及び終に右大臣に進み寵眷日に加はる  
左大臣藤原時平が之を嫉み異圖ありと讒奏した。天皇は之を  
信じて延喜元年辛酉正月廿五日公を貶して大宰権帥とし筑前  
に流した。長子高視朝臣亦連座して土佐權守に遷され當國に  
下り潮江村の高見に居た。高見は高視朝臣が居た所であるから後  
世名付けた地名である。

延喜三年二月二十五日に菅公は御年五十九で大宰府にて薨去せられた。次で  
大宰府に近い安樂寺に葬つた。潮江の天満宮は神明細帳所記



朝江村鎮座縣社 天滿由緒の條に延喜三年二月廿五日菅公率  
府に慶じ玉ひし時歳迎春彦御遺物を推乃へて当國に來り高視朝  
臣に奉る。朝臣其遺物を靈廟として始めて此地に鎮座し給ふ云々  
(中略)延喜六年七月十六日朝臣此地に逝去ありし後同座に鎮祭すと  
云ふ(下田卷)

右の高視朝臣が朝江に於て逝去説は誤であらうと思ふ。それは大  
日本史よると、

菅原高視。延喜元年正月廿五日菅原道真の筑紫に左遷せら  
る、や長子高視も數せられて土佐介となり下國して土佐郡  
朝江村高見に住し風月を友とせしが延喜六年七月十六日赦  
されて京師に還つて後、右少辨に任じたが、同十三年に三十八歳で  
した。子孫連綿世々文章を以て家を承く多く達官に至る旨が  
記せられて居るので今は大日本史によることとする。

其後延長元年四月二十日(紀元一五八三年)故菅原道真の罪をかりし  
ことが判明してその本官を復し正二位を贈らる。

正暦四年五月二十日(紀元一五三年)後(保天皇帝御宇)故菅原道真に正一  
位左大臣を贈り次で今年閏十月二十日に太政大臣を贈つた。

又社を京都の北野に建て、之を祭つた、これが所謂北野天満宮  
である。が未全國各地に天満宮として祭祀し文學の神として古来  
上下の崇信篤き神である。

東風 いかに 香ひをこせよ 梅の花

あるじなしとて 春を忘れそ(神詠)。

### 伊氣神社

立田村小字柿木内。に西内と称す所に鎮座する無格社である。  
祭神、稲倉靈神(皇寶御魂神)。



祭日 十月十日。

社殿 方二尺三寸。 鳥居 一基。

社地 二十五歩は私有地である。

立田城シロ八幡。

立田村小字柿木内に鎮座する無格社である。立田神社の北一町に立田城址がある。そこに当小社がある。社側に根元七八尺周りの老い松が二株亭々として松風を呼んでゐる。  
祭神、應神天皇、神功白皇后、姫大神。

祭日、十月十三日。

社殿、方五尺一寸、

鳥居、一基。

社地、高さ六尺位い築上げた、九歩の私有地である。

御神體。香美郡神躰記によると、当社御神体は木造丸鏡の形で

表に八幡大菩薩、裡に金剛界曼荼羅の梵字がある。とある

も今茲此あるを聞かぬ。

香美郡神社記より概要を左に摘寫する。

此地は立田甚左衛門の古城跡で此八幡宮の勸請年歴等は相  
知れぬが、毎年八月十五日を祭日と定め別当藏福寺が祭祀  
を執行して来た。社床は一代四歩(現今別で十歩に當る)で貢物  
は作人から立替る。その理由は古城跡竿目の内と成つて居  
るからである。

棟札。

一、寶永七庚天十二月吉祥日建立八幡社頭

別当 藏福寺覺見永

美彦曰、立田家は立田日向守、立田若狭守、立田甚左衛門等の居



城であつた、右標札に覺承とあるは当村本村の遍照山円樹院  
藏福寺第四代の住職で宝永六丑年から正徳五未年迄その寺  
教と執つた者である。當時は神佛混淆で寺僧が神社の祭祀を  
も執行して居たものである。

徳廣城八幡宮。

立田村字神木内元名土居路で無格社である。

祭神、應神天皇、神功皇后、姫大神。

祭日、十月十五日。

社敷、方三反三寸。

鳥居、二基。

社地、十五歩、官有地である。

御神躰、香焚美郡神躰記「全果」石三つとある。南路志に

も同様に記してある。

参考。

美郡神社記には大要次の如く記してある(摘要)。

「此八幡宮は徳弘三郎左衛門の古城跡にあつて祭日は八月

十五日で別当藏福寺とある。勸請未歴は相知れぬ。社地は

數田藪地面三代四歩(今の二上歩)である。

美郡、此の宮は郷社立田神社の西一町余の田の中に在つて、

昔徳弘三郎左衛門の居城ありといはる。

伊奈神社。

立田村、字神木内、下寺前と称する所に鎮座する無格社。

祭神、稻倉靈神(宇賀靈神)

祭日、土月十五日。



社殿、方三尺三寸。

社地、二十七歩で民有地である。

神母の松、境内の南に鳥居が一基あつて、西北東の三方には竹や木の林が囲んで居る、其林の中、一際高く從耳え居るのは神母の松である。目通りの周りに一丈五寸で高さ約四十五尺と称せられて居る老松である。

大國神社。

立田村小字圖の前、下川島とよふ所に鎮座する無格社である。

祭神、大名牟遲神(亦名大國主神、亦名八千矛神等といふ)。

祭日、十二月一日。

社殿、縦三尺、横三尺一寸。社地、十六歩。

大國様の大楠。境内に十四五本の樹木繁茂し、特に西南、鳥居の

欠



# 欠

堂宇、方三間で昭和八年六月に改築した建物である。

境内、東西六間、南北四間四尺二寸（面積約廿八坪）官有地である。

堂の北東側に堂附屬の建物がある、小き瓦葺平屋住家である。参道と井。堂の東側に南北に通がる道がある、南方に通がるのは幅の廣い参道で其中中央側井一つある。お地藏様の井戸と呼ぶ、清冽美味の水を湧出する良井である。

名木、地藏松。堂前右側にある古松で目通りの周一丈二

尺餘高さ四十五尺餘、杖敷八間四方に及び良松で素人目にも樹齡三百年以上のものであらうとの噂である。

信徒百八十人といふことである。（藏福寺廃址參照）。

## 観音堂。

立田村上陸内、小字大町屋敷の北端に在る。真言宗新義派金田村の廢趾に残存して居る一室宇である。



本尊、觀世音菩薩。

堂宇、方二間。慶應三年三月に修復し其後數回小修繕を重

ねて今日に至つたもので建築の年代は不詳である。

由緒 は詳でないが前濱村正興寺の末寺金田寺の内の一堂宇で

相当古いものである。天正十六年の地檢帳に西深淵郷上唾内島

村の内、養老田に堂免觀音領三十代がある。其後七條、寛永、享

保の地檢帳張帳をいにも此れが載つて居て後の檢地には出四代曲分

金田寺の庄作となつて居る。三代は今の六前歩で四代四代は二十七

歩である。此によつて本堂の古くよりあつた事が明である。明治八年に

唾内小学校金田寺で授業を始めてその年か翌年春頃に火

災に罹つたが本堂は幸に焼失を免れた。そして寺にあつた

棟札や位牌など本堂内に現存して居る。

境内、東西七間、南北四間一尺八寸(面積約三十坪)で良有地である。

### 信徒 六十人。

信徒中には大師講、觀音供を組織施行して居る篤信家

もあつて毎月二回は必ず御講を御祭りを本堂でして居る。

堂内に遺存せる物は色々あるが先づ第一に本尊觀世音像か  
ら記するとせう。

十一面觀世音像。立像の御尺が七寸で、元金田寺の本尊で古来、行

基の作と言ひ傳へて居る。此の事は寺院帳と南路志とに載

つて居るが南路志には金田寺の本尊十一面觀世音の脇

立に弘法大師の作と言傳へる御尺九寸の立像

正觀世音と、恵心作と傳へる御尺五寸の立像

毘沙門天と、作者不明の立像、御尺七寸の

地藏尊が有るが今の觀音堂には正觀音像は數年前から見



ないといふ噂がある。中比沙門天地藏尊は大に親落して居るとの事である。右の外に弘法大師の座像がある。其厨子には奉寄進、地下惣中、佐立邑新藏と記しある。

棟札三枚

一枚は安永七年金田寺再建の時のものと、他一枚は当堂修葺復の時のもので、一枚は金田寺拜殿新建立の時のものである。当堂のは、奉修葺観音堂一字檀中繁栄。導師藏福寺繁傳、庄屋岡田慶次、老長左衛門、慶應寺節義經月吉景。

肝煎 美泉寺惣五門、辨右五門 長平 作吾 利平 太喜之

助 富次 殿藏 見八 菊八 萬藏。奉番 千代次 神太郎、工師 茂作とある。

外に、位牌、住持法印を初め檀家の位牌が百二十位ある。

牛頭天王の彫木一面

荒神尊御影 一軸は箱入で文化十三年九月吉日 上座丹惣中 神内、安右五門

の箱書がある。

正観音像は元文元年丙巳六月、古津寺寄進目前と記したものである。十一面観音は元文四年歳三月再講との記もある。

大参考

猶ほ上記々事中の地藏菩薩、観世音菩薩の説明を簡單にして

童初の参考としやう。

観世音菩薩を観音とも略して云ふ。佛の名である。観世音の語義は

世間の苦惱の立白聲を觀する義で、又は觀力自在なる義である。解せられて居る。此の佛は勢至菩薩と共に阿彌陀佛の脇侍である。慈悲救濟、拔苦與樂の徳があつて、忍辱柔和の相を備へ、三十三

身に化現して衆生を濟度すると云ふ。そのまゝなる徳を行ひ、またよく慈悲を守るとは地藏尊に似て居る。觀自在菩薩、又施矣

畏者とも云ふ。 觀音には六観音又は七観音と云ふて 聖主觀世音、千手觀世音、



十一面觀世音、白衣觀世音、如意輪觀世音、馬頭觀世音、魚籃觀世音などがある。本誌上掲の正觀音は矢張り聖觀世音の事であらう。

聖觀世音 又正觀音は六觀音又は七觀音の一で輕縠繒絲の衣を着け、頭には无量壽佛を戴き瓔珞を垂れ左の手に赤敷蓮華を持つて一切の衆生に妙法蓮華の未だ敷かざるを時に敷かむとし給ひ。左手は大悲施無畏印(開いた蓮華の形)をして、結跏趺坐するお姿で主として餓鬼道を教化する云ふ。大慈觀世音といふのと同じである。

觀世音供(觀音供) 元宮中公事の名で弘法大師の始めた觀音の祭の名である。正月十八日以下毎七日に行はれる供養である。今十七日夜から行ふものもある。

地藏菩薩 畧して地藏ともいふ。此の佛は釋迦如來の付囑を受けて、六道の能化に携はる菩薩である。地藏十輪經に「安忍不動、猶ほ大地の如く、靜慮深密、猶ほ秘藏を知るとある。御姿を拝すると、地藏のお顔は常ににおくと嬉しげで、眉は根太く末細くて長く彌曲して眼元、鼻、



口元まで何れも慈悲圓滿の相をあらはし、左手に寶珠を持ち、右手に錫杖を執る、そのお姿は種々な苦患を被ふものであると云ふ。地藏尊は特に兒供の靈魂を守るものであると云ふことである。

### 第十六 名勝 舊跡

#### 名勝 物部川原

物部川は縣下屈指の大河で且つ急流である。古名を鏡川とも云つて水清く、漕漑水運の便がある。立田村の東方あたりは川幅廣く、磧も亦廣くて東西に数町の川原畑せへある。

川では四時魚釣りや、鵜飼、水泳などが順次に行はれ、磧では栲草や、シロフとり、虎杖とり、螢狩りも出木、又運動場ともあり、遊馬場ともゴルフ場ともなるし、又両岸の堤上は廣く青毛藍を布いたが如く高燥で四方の眺望佳く、月見にも雪見にも、年中遊山場としても好適である。又此川原畑から著名な美味の西瓜も、コクワ瓜も産出する。如



此物部川は年中附近所村の老幼男女が遊歩散策する唯一の名勝地である。

舊跡 立田城墟

立田村本村<sup>ホムラ</sup>西内<sup>西ノ内</sup>（<sup>小字</sup>柿木内）に立田城のあとがある。此所は郷社立田神社の北一町余り。東西約三十三間、南北三十間位で内に立田城八幡宮と称する一神祠がある。その他はすべて耕田と化して居る。八幡宮の二十間許南方に「<sup>堀</sup>」の堀と地名が残つて居る。

八幡宮の社地より西方へ幅約四間位の田地があつて此が北折して総長三十余間に及んで居る。此田地は隣地より稍低い古の城隍のあとであると云ふ。又八幡宮の東を北へ通ずる小径は約六七十年前迄は高さ一丈近い堤（<sup>土手</sup>）で竹が生茂つて居たのを後に開拓して低く均して田と此の小徑にしたと古老の話で

ある。八幡宮の北方十二三間の所に一小祠がある。立田氏の祖、若狭守甚左五門の墓であると傳へる。又八幡宮と小徑をへだて、西南数間の田中にも立田氏の古墳と称するがある。

南路志の立田城の條下に土佐遺語を引用して左の如く記してある。土佐遺語曰、立田村大將軍社（美彦曰、立田神社に同じ）の北一町に在り、城主立田甚左衛門<sup>四</sup>立田氏の城墟は三所大將軍の社の北一町にあり、今開闢して遺墟なしと云々と記した物もある（三所大將軍の

社と云ふは失張立田神社のことである）

立田氏の裔は立田、後免、岡豊、高知、須崎、宿毛等に現住して居る。

同 立田土居城墟。

立田村小字神木内（元土居の後と称す）にある。立田天満宮（俗に乳

母天神と云ふ）に西隣り、高知鐵道の立田停留場（元立田驛）の



邊より北一帯の地が土居城のあとである。方約三十間餘で内  
に徳弘八幡宮と称する一神祠がある、其他は耕田や宅地と化し  
て居る。八幡宮の南方に「三塚」と北方に「瀧たふし」と云ふ地名が残  
つて居る。此は昔城の三塚のあとや城濠を埋めたあとであらう。  
南路志に土佐遺語を引いて、

「立田村大將軍の社の西一町に在り。城主徳弘三郎左衛門、三郎  
左衛門左近を生み、左近、彈正を生み、彈正徳弘某を生む、延喜  
年間徳弘氏は管家の支族なるを以て、土佐國に來り立田の庄  
に居る、村民に功あり、民之を推して村主とす、建久年中其姓  
を賜ふ、是に於て菅公及び觀音を安置し、徳弘天神と号す、  
徳弘氏後山田氏に仕ふ。」

美彦彦、立田天満宮の條下其他に於て徳弘氏の事を記した  
が徳弘氏現に立田村、數戸と、山田町、高知市、大津村其他居住して

居て、本書記載の如き言傳のある家も少くないが、未だ延喜、建久  
時代の事迄明記した系圖や文書を傳持つて居る家の有る  
事を聞かぬ。土佐遺語にある徳弘三郎左衛門の時代はいつ  
か、其子孫を左近、彈正、某とせるも徳弘系圖には三郎左衛門は寛  
永年中に死んだとある、墓も現存して居るが、天正、寛永頃の人であるが、全  
氏の祖先に同名の人があつたかも知れぬ、兎に角左近、彈正、三郎左衛門等  
前後、継承順序等には異説もあり、旁々土佐遺語の通りが正確である  
と信ぜられぬ氣もする。

土佐國古城略史(宮地森城著)に此城あとに就て曰く、

「森城嘗て香美郡に陪遊し、立田村徳弘氏の城地を探檢す、今  
壞て田畝に化し、四面農家を以て囲めり、徳弘氏安ずる所の天  
滿宮及び觀音堂今猶城跡に祀れり。徳弘氏の子孫あり、今農  
を業とせり、余之を訪ふ、遇はず、去て枝重氏を訪ひ、同城の沿革



及び口碑に傳ふる説を聽かんことを請ふ、枝重氏余の爲めに語る左の如し。

此の部落は渾て本田なり、而して獨り城墟地を領地と號せり、故に其區域今に至て分明なりと、又堀夕オシと稱する地あり、古の城濠あり。五、六年前徳弘徳兵衛城跡中の耕田を穿ち其土を取るに當り、地中に井あり石を以て井礎と爲せり、徳兵衛を毀ち井を填めたりと云ふ。

美彦曰、上記五、六年前とは明治二十四、五年頃の事、徳弘徳兵衛は徳弘萬幸の曾祖父、枝重氏は枝重直藏のことである。余亦枝重直藏公羽に就いて右の古井の在りし所を尋ねしに、天満宮の西方であつたと答へた。

立田村徳弘氏系圖に徳弘三良左衛門福克光と云ふ人がある、全系圖に立田村三所大將軍の西一丁に居る天正の比の人で寛永元

甲子八月廿二日卒す云々とあるが、又全家の下川原三昧墓地に三郎左衛門の墓、碑が建つて居る、その石碑は三良左衛門(死んだのは約三百四十年前)の死後、数代して子孫の建てたものである。然るに天正地檢帳には立田村に徳弘三郎右衛門と今三郎衛門などの名は有るが三郎左衛門と云ふ名は出て居ない。

仮に此三郎右衛門と三郎左衛門が同一人とした所で、寛永元年に死んで居て、天正地檢帳に給地が載つて居るとすれば、天正十六年に廿歳と仮定して寛永元年には五十六歳(永禄十年生)になる勘定である。又七十歳で死んだとすれば、天正十六年には三十四歳(天文二十三年生)である筈である。

立田城主の立田甚左衛門は立田氏の文書目によると、若狭守と同一人で、文禄四、未六月十日歿した様である。(三四三年前) 甚左衛門は天正地檢帳に居鋪は立田土居で七畝を給せられ、外に田地も給せられて居る。



此も享年七十歳とすれど天正十六年には(大永四年生で)六十五の老年  
であるし、又天正十六年に四十歳と仮定すれば享年は四十七歳と  
なる説である。

立田甚左衛門の子傳三郎は父のあとを継いで秦氏に仕へて居  
たが主家滅亡後は浪人して二君に仕へざつた。後藩主山内家か  
ら薦められて幡多郡の内七千五百石の大庄屋に取立られ終に  
全郡宿毛の大庄屋となり、子孫が全地に繁栄して居る。傳三郎は  
後に甚右衛門と革改し宿毛で老死した。墓は宿毛東福寺の  
境内に高さ五尺余の五輪塔が建てあると云ふ。

同 永樂寺發趾。

立田村々石前(北部?)にあつて、寺屋敷は一反四畝十八歩で、屋敷  
である。天正地檢帳にある。又寺の近傍には三郎太郎の居家があり、  
又金守石前の西方には介左衛門(宅地三畝)、藤三郎(宅地九畝四歩)、全東方

には二郎衛門(八畝十五歩の上屋敷)なども居住して居たことが明である  
が肝腎の寺あとや其他詳細は不明である。天正地檢帳によると  
上唎内には永樂寺の作田があり、本村の遍正寺のそばに永樂寺持  
の田一反二畝廿六歩が有つた。藏福寺は岩村郷藏福寺島から慶  
長年間、遍照寺へ移つて来ると云ふから、永樂寺はそれ以前本郷で  
遍照寺の土地を給与せられて居たのではなからうか。

同 藏福寺發趾。

遍昭山圓樹院藏福寺發趾は立田村本村(字)西内に在る。東西六  
六間三尺六寸、南北十七間二尺四寸。面積九畝二十三歩二七で、明治四年迄は  
長岡郡五屋山村の五屋山金色院竹林寺の末寺であつたが、明  
治維新に際し、廃佛棄釋の令があつて、全四年に廃寺となつた。  
藏福寺は真言宗新義派で、山城國東山岩倉觀勝寺の法流であつ  
た。



藏福寺の開基由來、創立年月等は詳でないが、初は遍照寺と  
 稱して居たもので、天正地檢帳にも遍正寺(ヤシキ)とある。蓋し遍照  
 寺を遍正寺とも書いたものらしい。慶長年中に寺號を藏福寺  
 と改め山號を遍照山と云つたが、時には遍正山、遍常山等とも書  
 いた。院號も圓壽院とも延壽院とも圓樹院とも書いて居る。此は  
 呼音の相通するより何時となく混用するに至つたものであらう。  
 藏福寺は慶長の頃造は本郡岩村郷藏福寺島村に在つた寺  
 で、それを此処へ慶長年中に移轉したのである。

明治七年公立小學校の設立に當り、當廢寺を其校舍に代用して居た  
 が、今八年末(或は九年早春と傳ふ)に火災に罹つて寺院を燒失し、只  
 一宇の地藏堂が今日迄残存して居る。

名木 地藏松 は、此地地藏堂の傍ある大なる笠松で、高さ四  
 五尺、幹周約十二尺、枝敷方八間、樹齡不詳なるも數百年の老樹と

傳へられて居る。

岩村誌に曰く、南路志岩村郷藏福寺嶋村の條下に云ふ、今の  
 立田村藏福寺は古此処に在り故に村名とされり、慶長中立  
 田村へ移すとあり、以て本項を證すべし。  
 又岩村誌の古趾、廢寺趾の條に云ふ。

遍照山、円樹院、藏福寺。 眞言宗、長岡郡五基金色教院竹  
 林寺末寺にして古来本村に在りし、知慶長年中本郡立田村  
 へ移轉し其名を本村の村名に遺せり、天正十六年戊子土佐  
 國鏡郡岩村郷地檢帳に、藏福寺の東三十代、堂床四代藏  
 福寺島村藏福寺分寺と記載せり、其遺跡元標の西南方に  
 ありて耕地となり、其字を寺屋敷と称す云々とある。

寺院標所載の要項を摘寫して、当寺の一斑を窺察せしやう。  
 五基山末寺香我美郡立田村



遍照寺ヤシキ

藏福寺

一寺地一反二十六代(今の一反五畝六歩)

貞享四丁卯差出 延壽院

遍照山 圓樹院

右根 居

遍常山 圓壽院

右開基來歴相知れず、

右遍照寺と號す由慶長年中藏福寺と改中作事の事

一、本尊薬師 立像御長一尺五寸 作不知

地下作事

一堂

本尊地藏 座像御長四尺余 行基作と云傳ふ

右未歴不相知

右堂先年岩村之内藏福寺嶋に在之慶長年中寺院内江引移由申傳

遍照寺ヤシキ

一寺地境内 壹反貳拾六代

内 本田志反貳拾五代 許免許一代四歩市工貝物立

右一豊公御入國以後御鷹野之節當寺江御腰被為掛御直に市判紙賜之由言傳處八拾ヶ年余 原註自延以前之住持散失之由古老申傳、

寺領壹石五斗慶長年中修理様(山内一豊の弟康豊、修理亮と称す)藏福寺へ御入之時住持伴嚴と御論議有之於即座寺料御尋之如壹石五斗と相答に付市直に市朱印頂戴其後住持堯宥代紛失之、  
境内、



一、散田畝 八代五歩（今の二畝廿二歩）西北東土手

一、本田 壹反壹代（今の二反六歩）御貢物立、立田村

享保六丑年 立田村伊助定可附

一、堀明四代（今の廿四歩）

右 同

一、合力米 壹反八斗餘

寛保元酉年 岩次村永吉長藏寄附

御藏切手 元禄十丑年 少地にて寺務難辨  
誤を以且中 連判寄附

### 棟札

一、正保三年十一月吉日新建立地藏堂一宇 立田村増福寺 住持沙門堯宥

一、延寶甲寅年七月廿有留日新造立地藏堂一宇

頼主 藏福寺 住持 堯憲  
入佛導師法印 祐朝 當時  
物部 惣且那 中

一、元文四己未曆十二月吉祥日造營地藏堂一宇

導師 五代山法印 龍興言  
藏福寺現住 世見善吉

惣 氏子 中

一宮千部經始年 田狀之寫（元藏福寺に在リ）

從來朔日園分寺瑞應寺於西寺法華千部御座候由候不依先若御經  
御經違者不被遊候旁御細可被成候御條候間會下談議取共に所嗜  
尤候殊真言方には一日一夜之不斷經競聲可被執行之由讚嘆不  
寺僧衆中夫々相應に經頭前後之讚時者四ヶ之法用唄散花梵音錫  
杖勿論始經伽陀亂藤次從兼日印密談尤候大事之由公儀役と申各  
々所心得持迄候若又七條獲子堂表其外衣裝闌如候若此方可被仰  
越候相調借用可申候 謹言

山春日



天正拾六年若月吉日書寫畢

岩村藏福寺之

衆音

上條本寺のもと本郡岩村郷藏福寺鳴村(南陸志には藏福村又は藏福寺村等と記す)にありし由を録してある。

上條寺院牌の棟札の項に五代山云々とあるは長岡郡五基山村五基山のことで即竹林寺である。

猶当寺の住持世代記と云ふものを左に鈔記して参考とする。

五基山末寺立田村

藏福寺

開基 不知

世代

第一 堯守

正保二年中住職

第二 堯憲

延保貞頃の住職

第三 祐善

自貞享二五年至寶永六年 續若寺務

第四 覺水

自宝永六五年至正徳五年 寺務力

第五 良仙

自正徳五未年至享保九辰年寺務

第六 頼壽

自享保九辰年至同十二未年寺務

第七 覺善

自享保拾未年

以下明治初年廢寺迄の住持世代記録なきを以て不明である。

但慶應三年には榮傳、實明の二僧ありしと明を載その世代寺務年数等は詳細不明である。

今此寺趾に地藏堂一字がある(神社堂宇の條参照)。

同 金田寺廢趾。

立田村上陸内小字大所屋敷に在る。東西八間三又六寸、南北九間一又二寸、此面積二畝十六歩八合である。

此寺は真言宗新義派で山城國醍醐報恩院の末寺門中である本郡前濱村の南光山理智藏院正興寺の末寺であつた。そして山跡も院號もなく且つ開基創立の由来等も詳でない。

立田村誌



明治維新前より既に無住となり、本村の藏福寺の僧が寺役兼勤を以て居た。明治四年には廢寺となり、今八年公立小學校の設立に方り、此の廢寺を以て之に充て居たが、今年末（或は九年春）と云ふ説もある。寺院火災に罹り烏有に帰し、唯觀音堂が一字残つて居る（神社堂宇の條参照）。

天正地檢帳によると天正十六年には金田寺の境内は二十代で實測は今日の五畝二十四歩あつた。そして寺領が五反あつた。又全帳に堂兒觀音領三十代（天正）、金田寺持の田が天王に八代三歩（一畝廿一步）などとして居る。其後境内及寺持田地、其他を寺院牒と南路志より抄記してみよう。

- 寺は畝間に七間の茅葺で
- 一本尊は十一面觀音 立像御尺七寸 行基作之由言傳ふ。
- 脇立 正觀音 立像御尺九寸 弘法大師作之由言傳ふ。

毘沙門 立像御尺五寸 惠基作之由言傳

地藏 立像御尺五寸 傳不知

一、寺地境内壹反二代（今五反三歩）

此は本田、新田共、御貢物寺之である。

一、寺圍數地面七代貳米（今一畝十四歩）。廿數田、東西北の三方にある。

一、本田新田共五反三十六代貳米（今一畝五反七畝八歩）。菰川成共。

享保十七年、此より先年無住米具申す由實領之寄附。

一、新田半拾八代壹米（今五畝十九歩） 御貢物寺之。

美彦曰上記の本田新田共五反三十六代貳米とあるは菰川成共とある如し。その内五反歩元禰の頃藤下、皆川成、山形村大境西は古川限、北は川原、東は東深淵、大境大川也」と旧記にある。残り三六代二歩（今一畝八歩）が耕作の出表の地積であらう。



又「寺地境内一系二代」此は本田新田奉御貢物寺と上記してあるのは天正地檢帳の金田寺境内二十代（実測面五畝廿四歩）（紫前出書）よりも丁度倍加し居る。此の増加原因を推しては（四代公定）享保十七年間墾した新田だらうと思ふ。其理由は金田寺住持頼圓が木牌に録したものの内に「寺内田地享保十七歳子ノ十月開、右〇〇成就之為興隆之」金田寺住持頼圓時代とあるにより、反別こそ明記はないが多分の此等の地の加はつたものだらう。

本尊を十二面観音と記せるものがあるが此は無論十一面観世音の誤りである。又上記脇立正観立目（原文のまゝ引用）とせるは、脇侍の聖観音のことである。観音や地藏のこと「上記観音堂條下参考を参照せられたい。」

棟札

一、奉再造精舎一字為檀中慈昌如意満足也堂安永七戌歳二月吉旦

大導師正興寺ニ大世法印瑞天

金田寺十一世法印 隨天

牟宍可 岡田宇八

組頭岡田弥平次

養泉寺兼右門

肝煎 島本清藏、同大町寺幸七

○美彦曰、安永七年は今より百六十年前であるが、此より猶ほ四十三年の昔即ち享保二十七年、寺建立、金田寺住、頼圓時代と誌した木牌がある。次に棟札は

一、奉新建立拜殿氏子慈昌息災堅固

文化九壬申年十二月良宿 法印全明時代

老 岡田 宇右正門 神主 大町寺幸七

肝煎 岡田 丈右門 同北村丈藏 大工岡田永藏 中村傳兵衛



○美彦曰、天保六年乙未月不詳、当寺を再建した事が天保八年丁酉九月二日入寂した法印頼興言の位牌に誌してある。頼興言字は貞久、刃木房と称したが、高祖一千載之砌当院再建立云々位牌に書いて有るのは弘法大師(純元四九五年)承和元年に寂まの一千年忌、純元二四九五年、天保六乙未年に当るので、棟札はまゝが法印の位牌によつて斯く断定せられた次第である。

一、奉修覆観音堂一宇檀中縁系宗

導師 藏福寺 榮保 傳  
庄屋 岡田慶次  
老 長左卫門

当院近年無住、障及太破候故、此度檀家中相談之上、以前之堂於初裏通東以不残、切除加修覆、只今之堂者、以前上之間候也。後世若僧永住之人有之者、時宜之用如何様共、微力而可有再造者

也、寺役兼勤、藏福寺住、實明後時思記置

慶應三卯載極月吉辰 肝煎 表泉寺惣左卫門 辨右卫門 長平

作吾 利平太 喜之助 富次 鹿藏

兒八 菊八 萬藤

卯羊番 子代次、神太郎

工師 茂作

○住持 当寺の住持は世代記に右の如く記してある。

正興寺末 金田寺世代 尚基不相知、左之分、化同断、

第一 受榮 寺務年歴不知、

第二 頼智 右同断、

第三 榮真 享保七乙寅年化、

第四 祐雅 正徳年中寺務力由之、



第五瑞圓

享保年中同断

第六頼圓

享保寛保頃右同断

第七仙如

元文中右同断

第八竣慶

延享四年十月迄寺務

第九瑞應

延享十四年寺務

(以上原文儘) 文化五年版

第九瑞應以後世代不明であるが現存の位牌に

法印瑞宥

寛政十二年遷化

法印全明

(文化九年の棟札に此名がある)

金田寺

第十(世) 隋天

(安永七年精舎建立の棟札に此名がある)

金田寺 第十一(世) 隆果

寛政文化頃寺務

法印頼天

文政六癸二月十三日寂

法印頼譽

天保八丁酉九月二日寂、等がある、記して参考と

する。

参考。正興寺は本郡前濱村久保西部落小字中屋敷にあつた。明治四年に廢寺となつたもので山城國醍醐報恩院の末寺で關山は良秀上人だと云ふことである。元下田村の大安寺と云ふ所に在つたのを泰元親が居城を浦戸へ移した際此の寺も前濱へ移轉したものである。藩政時代には室積坊、眞福寺、金田寺、本堂寺地蔵院の五末寺があつた。境内の金田寺は即ちその末寺の一であつた。

立田番所

藩政時代から明治の初まで立田村東側の入口に北側番所が



あつた。立田の番所と云つて居た。

番所には通行要所の番をする即ち関所と称するものもあるが其他に送り番所と云ふものがあつた。

藩政中土佐の村送り番所は二十ヶ所、道番所十二ヶ所あつた。今送り番所道番所の主なるものをあげると左の如くである

甲浦。野根村。岩佐。奈半利村。空越中家。和食村。岸本浦。  
立田村。布師田村。石淵。江口村。朝倉村。弘岡中村。高岡村。  
戸波郷。雁鳥。須崎。久禮。柿木山町。穴注川町。伊予木。  
荷稻村。佐賀村。浮津浦。鞆村。中村。國見。有岡村。  
平田村。宿毛。

(平山通りの) 領石。穴内。本山。川口。等で此等の要地其他国内に高札を建てある所が五ヶ所あつた。(送番所中高札のある所は二十ヶ所)。

送り番所は今日の運送會社や郵便局等の如き仕事をして居た、即ち公私の信書、荷物、人馬の遠送運輸に預る職務で例へば山本番所から送つ

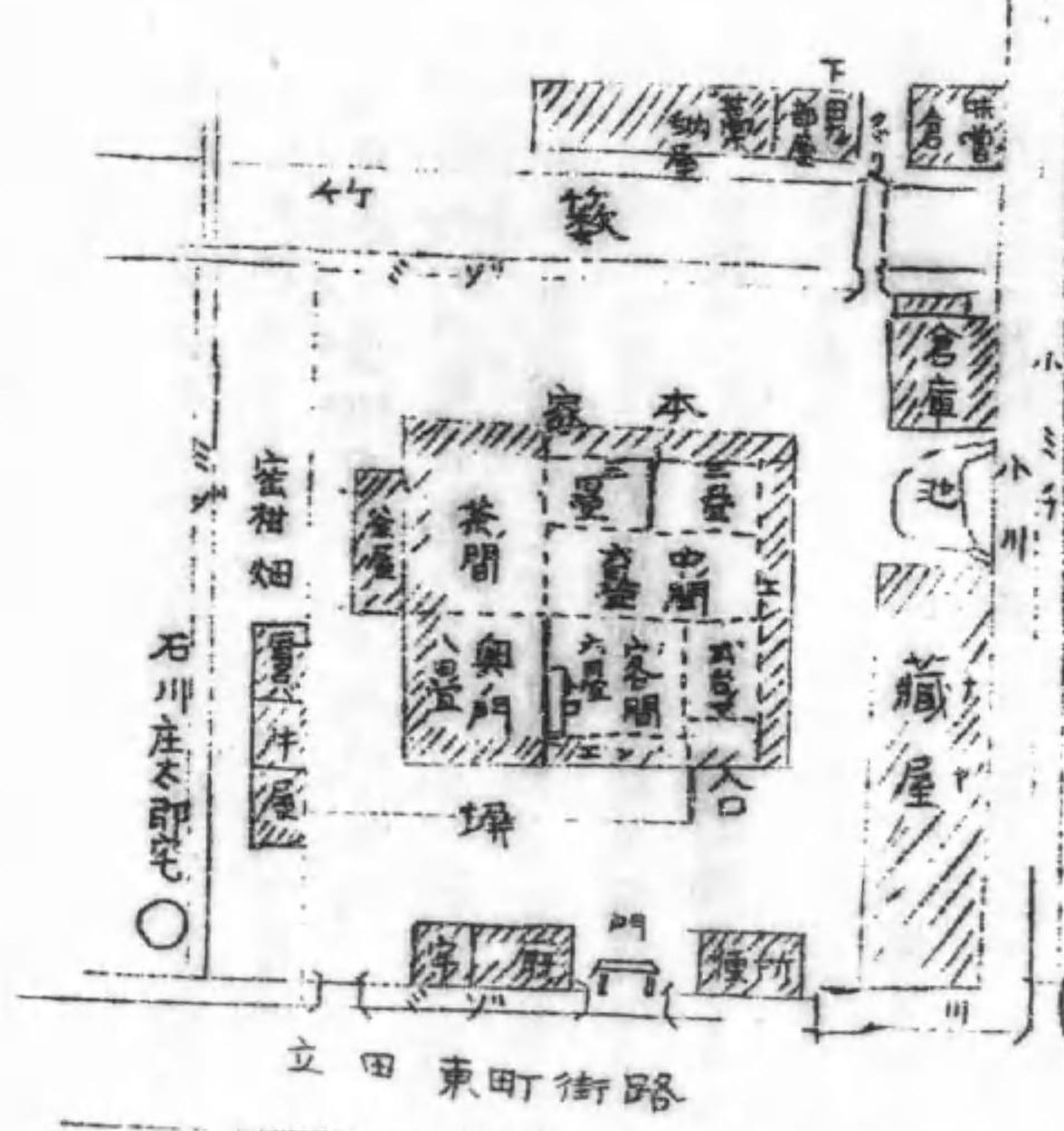
て来た荷物は立田番所が受取つて立田番所の驛夫が之を布師田番所まで送送する如此次々と送送して受取人に渡す。それ故村送り番所或は送り番所の名がある所である。

立田番所には常に客を乗せる馬や荷物を運ぶ馬、或は駕籠或は馬子や轎夫、遠送夫などが若干詰切つて居て其事務に支障なき様準備が整つて居た。此等の人夫は土地の百姓其他定まつた人数中から順番交代で日勤し、多数の人夫を要する時は臨時増員することも不時召集もして居たと云ふことである。

番所には厩も護送して来た犯罪人を収容する所の牢屋なども設けてあつた。立田の番所は甲浦通りの往還筋にあつて昔から立田氏が勤めて居た。此立田氏は其祖先が室町時代の終から豊臣時代にかけて立田村に居城して居たと云ふ名族の裔である。山内氏入國後尚もよく幡多郡宿毛村の大庄屋を蒙つた立田甚三郎も同じく昔の立田城主の子孫である。



立田番所の敷地は藩政時代の地帳帳に「立田送り番匠御用地總計三十三代とある。即ち今日の互別で六畝十八歩で、此六畝十八歩へ大躰左面の如き建物が建つて居た。



- 送りの場
- 岡田庫蔵の宅
- ミクリヤ友太郎
- 富吉屋長助
- 山石田五太郎

立田番所は明治維新の頃は立田三平の子の丈次郎がつとめて居たが番所が廃止になつて丈次郎の子の甚太郎が家を継ぎ今は甚太郎の子孫が元の番所に地に住して居る。然し昔の番所の家屋は現存して居ない。  
参考

明治四年我國に驛遞法が制定せられ郵便電信事務が開始せられ、及び漸次地方の送り番所なども廃止になり、其代りに各地に驛遞と云ふものが出来た。主として郵便事務の如き事を取扱つたが、立田村中町の山城屋は立田の驛遞であつた。此時代に佐賀乱の首魁江藤新平が安藝郡で捕へられて檻送せられた時に立田の駅遞山城屋へ其駕籠をかき入れて暫く休憩したと云ふ話がつて居る。明治五六年頃行はれた驛遞の規定には諸官員旅行規則、諸官員旅行従者定、人足割制限、旅籠料人足賃之定、荷物運賃目定先改所規則、驛場取扱之規則、公私文書往來規則、渡場規則、諸往還里數先驛場定等が規定せられ居る。



此の規定によると旅費料は

一人一泊 永二百文 一度永百文

一馬一泊 永四百文 一度永二百文

人足の賃金は

一人一里 平路は永四十文 山路は永五十文 險路は永

七十文 脇道入込は永五十文 晝夜兼行は大納右ノ二倍額

とある。要するに此の標準によつて大伴背の番所のやつて来た仕事の一部を取扱ふて居たらしい。

### 第十七 老樹名木

村内に老樹は少くないが年と共に減少して居る名木としては天満宮の神木八重の白梅天満宮の條と一里塚の松の二であつたが一里塚の松は数十年前に枯死した。凡そ此等の老樹名木は天記念物として各人が互に保護存続に留意せられたいものである。

立田一里塚の松は立田村西町の西端の南側と北側に各一本あつた。

幹周目通り七八尺位、樹高も約五丈近いものであつたが数十年前に枯

失せた。其後日露戦役後記念木として、元の一里塚の所へ十尺位の若

松を植えてあつたが如何した事か今はそれも果結して既に家屋

が建てられて居る。元の一里塚は此処から赤岡町の北まで、一西は長岡郡

(元一里塚の東方に記念木を植えて居る) 篠原の北方まで各々一里の距離を有し何れにも一里塚の松と云ふが

残つて居る。一里塚を造り松を植えて往來の目標としたのは山内の藩

政時代の事であらう。主なる往還筋にその松の残るのを往々見ること

である。

八坂神社の大楠 氏子の者は神木と称して居る言同さ三十八尺、目通

り樹周一丈二尺位ある。四五百年の樹齡かと噂されて居る。

地藏堂の松 大園神社の大楠 天満宮の梅



右の三つを丸く神社、堂宇の條に掲出したから細説せぬ(事項参照)

神母の松 本村 神木が内、神母社の前にあつて幹周一丈五寸、高さ約

四十尺内外ある

お旅所の松 永田を秋竹のお旅所に南側にある。(立田神社條参照)

札場の松 札場橋の西詰、南側田村井の山岸にある老松でテイカ

蔓のまじひ付いた良い松で全所に風景を添へて居るが近時火災の  
為めに西半の枝葉を失うて憔悴を呈して居る

### 第十八 長壽高齢者

長壽を保ち高齡を以て村人から世のちが人と敬はれるのは誠に目出た  
事であるが立田村には古来長壽高齢者が多いと云ふことである。  
近年では枝重茂登子の子の百二歳が第一番である。茂登子は  
天保四年生れで昭和九年に死亡したが眼鏡を用ひず針に糸を通してよ  
く裁縫もすると云ふ嬰孺がりであつた。

次は岡田樞平の九十三歳、長崎直次の九十歳、島本繁の九十歳は稀な  
部である。八十歳以上になる。八十宮地琴、八十三島田亀、八十五岡田安馬  
岡林季太郎、杉本美、八十六吉田又吉、中内貞吉、大所文吉、小松中、谷田宇  
志、八十七大石盛義、八十八岡田久、竹島喜加若、八十九大石信等である。  
以上は皆物故せる人々で右の外にも猶ほ八十以上の長壽を保ち来た人が有つ  
たであらう今では唯記憶に存する人名をあけて其一斑を示したまでである。  
現在高齡者中には

- |       |     |       |     |        |       |
|-------|-----|-------|-----|--------|-------|
| 大町佐良良 | 九十三 | 美奈泉寺馬 | 八十四 | 都築上虎   | 八十四   |
| 枝重直勝  | 八十三 | 大町左り  | 八十三 | 大原利佐   | 八十三   |
| 竹島徳治  | 八十一 | 下村亀井  | 八十  | (其他省恩) | 等がある。 |



立田村

大町桂月

遠つ祖の住みたる里に一ニ収めて

立去らんとすれば雨降りしきる、芳衛

立田村誌、中編

第十九

高知縣電氣局立田出張及

同立田変電所

一、電氣事業と発電所の敷興、現今は電氣の世の中とは言はれる程、近代の發明が電氣に無関係なものはない、近代工業の動力は大  
部分電動力を用ひ、電燈の普及、電路の発達等、電氣の應用は頗  
る多く需用が大きいので、電氣事業の発達は著しいものがあるが  
今日の如く該事業の著しく勃興し出したのは大正年代からの事であ  
った。明治の時代は天体蒸気の世界とも言ふべく、動力は蒸氣力によ  
る事が多かったが、我國の如く豊富なる水力を有する國に於ては都  
市の発達と工業の発達を促され、自然水力電氣の利用が盛になるに  
至った。特に土佐の地は山岳が多く豊富なる水力を有し近年発電  
所の新設せられるものが頗る多いが中にも高知縣管発電所は他に  
卒先して設置し縣下産業の興発に資することか甚大である。



立田の電氣局出張所並に同變電所の事を記すに先ち順序として縣管水力電氣事業の起原を茲に畧叙しよう。

二、高知縣管水力電氣、明治三十五年十一月本縣は長岡郡新改村平山に於ける南喜峰滝濺水を利用して水力發電を企畫し通常縣會へ水力電氣調査費九百十四円余の豫算案を提出して其決議を經、これが調査設計に着手したが、同三十六年七月知事宗像政が赴任すると直に縣管起業の方針で一千馬力の發電を期し、其第一期工事に屬する五百馬力を三年の繼續事業とし、同年十一月の通常縣會に起業費金二十六萬二千円の豫算案を呈出した。然るに當時は全國中水力電氣事業を經營して居るものは、京都市營を除く外、いまだ僅に數ヶ所位のもので、私立營利會社があるのみであつたから、水力電氣の名は仲々縣民の耳に新しく、該案は忽ち縣下の大問題となつて、議決數日の後、反對議員十二名が連署して縣管水力電氣事業の斷行を期して居る宗像知事の不信任決議をなさんとする

建議を出した。茲に於て賛否兩派の衝突を來たし、議論紛々、遂に會期内に議案を議了せずして閉會したので、知事は斷然原案執行で縣内務部にその專屬課を増設し、翌三十七年四月より工事に着手する豫定で、その準備中、同年二月に至り偶々日露開戦となり、一般支業と共に繰延をなすの已むなきに至つたが、同三十八年平和克復に因り、同三十九年度より工事施行の爲め同年度支出額五萬円を豫計豫算に編入し、同年十一月通常縣會に提示したが、縣會は該支業を民業に委し、縣はこれに補助を与ふるを可とすとの趣旨で再び本案は否決になつた。依つて知事は再び原案を執行し、同三十九年十月、南喜峰滝水普通水利組合からその經營に係る灌漑水路墜道及その他附屬物一切を金三萬五千円を以て買収した。翌十一月の通常縣會に於て四十年支出額五萬円を提案すると、議員北川忠淳から事業の發展上速成を要



するを以て、繼續年限をニヶ年に短縮し、縣債を起し、特別會計を以て經營するを可とすと建議し、縣會の決議で議長から右に關する發案の建議があつたから、知事は直にこれを容れ、繼續年期繰上案に併せて、縣債二十一萬二千円起債に關する方法を提案したが、大多數で該案は通過したので、同十二月十日起工式を遂行し、舊道道の改修工事に着手した。

同四十年一月宗像知事が廣島縣に轉じ、鈴木定直が其後任として着任し、その後を繼いで、同年五月に金貳十一萬二千円の縣債募集を了した。當時縣下の形勢は世の進運に伴ひ、需用供給の關係上、既定の五百馬力では規模小に過ぐるより、同年五月十五日の臨時縣會に於て前設計を一十馬力に増加し、金十八萬円の追加豫算に併せて、其十八萬円を縣債として起債することを決議し、同年八月一日高知縣水力電氣事務所規定を發布し、所長以下の職制を定

め、時の内務部長和田世民を所長に、清水源井を主事に任じ、三根正亮を顧問技師に聘し、大に工事の進行を図つた。

同四十二年三月知事石原健三の下に、工事は全く落成した。是よりさき、同年二月十一日を以て、一般需用家に送電を開始し、而して主事清水源井を水力電氣事務所長に任じて、直接事業の經營に當らしめた。當時供給区域は高知市及下知村、江白町、小高坂村、旭村、字枚田、石井、鏡川以北、鴨田村、大字鴨部の鏡川以北、朝江村の一市六箇町村（現在此等町村全部が高知市となつて居る）で、配電線路の延長は九哩、供給馬力數晝間四百余馬力、夜間九百馬力であつた。

三、縣管電氣の立田変電所と全電氣立田出張所。越て明治四十三年六月知事杉山四五郎の時、香美長岡兩郡に電氣供給區域を擴張するの必要を認め、香美郡立田村、外七箇町村、長岡郡後免町、外三箇村に電燈電力を供給せんとし、同年十一月の通常縣會に其



拡張費七萬圓を二年繼續費とし、更に縣債七萬圓起債に關する方法を提案したが、大多數で通過したから同四十四年八月立田變電所建築工事に着手し、其十一月に落成した。其後本縣は時勢の進運に伴ひ電力供給に不足を告ぐるに至り數回に互り発電力の増加、發電所の増設、民間電氣會社の買収、供給區域の擴張等を行つて現在に及んで居る。斯の如く縣管電氣事業の發展に伴ひ東部に出張事務所を設置するの必要を生じ、立田變電所の傍にその出張所が置かれた譯である。

上述の如く縣管水力電氣事業、宗像知事の賢明と英斷によつて全國中で縣管電氣の嚆矢をなし、尔来その必達進歩は著しく、従つて縣下の産業開發に資することも亦甚大であつたのみならず、縣は本事業によつて年々巨額の収入を興せて居る。是實に當時知事宗像政の遺澤であつて、先年縣政廳の前庭にその銅像が

建設せられたのは、縣民の其の遺績を追慕顯彰する微意の發露に外ならぬのである。

左に立田出張所と全變電所の概要を摘記しよう。

高知縣電氣局立田出張所、全立田變電所は

香美郡立田村石佛五一九地ノ一にある、明治四十四年八月二十五日起工、同年十一月十七日に當發電所落成し、翌四十五年二月十一日當所設置。今年六月二十五日より一部送電を開始し、大正二年五月三十日拡張區域全部を落成して今六月十六日より全部の送電を開始した。

設置當時は送電總電力數一五〇キロホルトアンペアで當時は高知縣水力電氣事務所立田出張所及全立田變電所と称して居た。其後送電量を  
300,000  
1,000  
1,800  
キロホルトアンペアと云ふ風に順次數回増加して現在では、  
送電總電力數二七〇〇キロホルトアンペアとなつて居る。

水力電氣の發電所は上記の通り長岡郡新政村平山である。



立田村誌

電力供給所村数は設置當時は七箇町村で尔来漸次其区域を拡張して現在は四十七ヶ町村に及んで居る。

現在の供給状態を示すと。

需用家数は約電灯が三三七〇戸、電力が二六六〇戸で、

電灯数は約六〇〇〇灯、但し設置当初は僅に二〇〇灯であった。

電力数は約一、六〇〇馬力である。

従業者数、当出張所の従業者は設置當時は僅に二六名であったが、

現在は職員四七名(内二〇名の集金係をも含む)

工手工夫五二名、倉庫手二名、使丁二名、給仕一名

合計一〇四名と成つて居る。

分所。而して当出張所は事務の便宜上営業区域内に分を置いて各区内の事務を分担させて居る、現在の分所は左の六ヶ所である。

香美郡横山村大橋、全郡赤岡町、全郡美良布村上野尻、長岡郡十市村及び立田村(当出張所内)、香美郡山田町

工手駐在所は香美郡の夜須村、香宗村、野市町、片地村、前湯村、長岡郡の岡豊村、三里村、後免町、久礼田村の九ヶ所である。

當出張所長は

初代 前田 和義、 第二代 高橋 宗治、 第三代 杉村 克義、

第四代 濱川 憲次郎 (即現所長) 等である。

當出張所各係主任氏名

技術部係長 木村 精馬、 工務主任 岡本 純嗣

変電所主任 杉本 秀親

立田分所主任 伊野部 泉、 赤岡分所主任 土居 重一、

大橋分所主任 幾井 義一、 美良布分所主任 松田 勝、

山田分所主任 川田 久壽吉、 十市分所主任 谷内 齊、

庶務部係長 濱田 知猪、 供給主任 甲藤 弘美

用度主任 石川 芳、 調定主任 北添 威男



會計主任 山本養亨、倉庫主任 間島茂、

因に当出張所技手補 西本養太郎はさきに廿五年間勤績によりエ手依光菊  
壽は五ヶ年間健康者として何れも縣から表彰せられた。  
猶ほ長岡郡新改村平山の茅一発電所の最初の発電出力は

一八〇「キロワット」で現時の発電力は一九七〇「キロワット」である。而  
して現電氣局長は 光田信<sup>縣</sup>で発電所は左の十一ヶ所である。

仁淀川水力発電所 高岡郡名野川村にある、

東豊永水力発電所 長岡郡長豊永村にある、

茅一水力発電所 全郡新改村にある、

茅二水力発電所 全 村にある、

車轉水力発電所 安藝郡北川村にある、

畑山水力発電所 全 郡畑山村にある、

名野川水力発電所 全 郡伊斐木村にある、

勝賀瀬水力発電所

吾川郡神谷村にある、

樟山水力発電所

播多郡橋上村にある、

益野川水力発電所

同郡 三崎村にある、

吉良川水力発電所

安藝郡吉良川村にある、

因に立田村の町分は昔は製綿業が隆盛で町以外の各部落の綿の栽培や甜瓜  
西瓜等の栽培が盛であつたが紡績業の隆盛に赴くに伴れて近年は製綿  
業が大に衰頹し立田村では綿の栽培や製衣綿業の立行かぬこと、多うて町も大  
にさびれて来て居たが当村に縣電氣局出張所や変電所が設置せらる  
るやうになつて町勢を挽回して一時減少した人口も大に増加して益々隆盛  
に向ひつゝあるのは誠に喜ばしい次第である。

明治天皇御制衣 七首

電燈



あきらけき火目影ひきたる庭みれば雨はやまがら月夜ちりけり  
燈

軒じとにかけつらねたるともしびやにぎはふ市の光なるらむ  
秋の夜長

秋の夜の長くなるこそたのしけれ見る巻々の数をつくして  
故郷梅

すみよの春なつかしきふるさとの梅のさかりを誰かみるらむ  
をりにおれて

ことしけき世にふる人もわがこのむ道にわけいるひまはありけり  
故郷夏

山水を池にひきたるふるさとの庭こそ百夏はこひしかりけれ  
夜

ぬばたまのよるこそ書はよむべけれあだし事には心うつさいで

### 第二十、立田郵便局。

立田村中町小字神木内五九三番地にある。無集配三等局である。  
局長、岡田重直は立田村の人で関局以来の局長である。

事務職員、三人（男二、女一）  
沿革並に成績概況。

大正三年八月二十一日開局。郵便為替貯金事務を開始。  
全年十二月三十一日。特設電話事務を開始

此は郡設電話開始に伴い交換電話呼出事務を開始したの  
だ

全五年十月一日簡易生命保険事務を開始。  
此も近信省が簡易生命保険事務を扱ふと云ふ法令の  
實施によるものである。

全十五年十月一日郵便年金法事務開始。  
此も前件と全しく全法令の實施によるものである。



昭和七年十月一日普通電話事務開始。(特設電話事務より移り、擴張した譯である。)

全十一年四月一日、電信事務開始。

全十一年度当局の電信取扱数約一千二百通。

全年度 電話取扱数一万二千二百三十五で内

加入者の有料通話数一万〇〇〇の十一で

普通有料通話数が二千二百二十四で

外に加入者の無料通話数七千四百八十二の多き上つて居る。

当局区内と見るべきは立田村田村山石村の三村と三島村の一部物部

及佐古村の一部である。

参考。

現在田村、立田村、山石村の郵便物集配は後免局の取扱、三島村は前濱局の扱ひである。立田村に此局はあるが他に郵便ボックスやほかの販賣所がないから日曜祭日等にはその買求が出来ぬので大変便利が悪い。  
(昭三三二稿)

### 第廿一、高知鐵道立田停留所、物部川停留所、永田停留所。

立田村の交通運輸はすべて陸路によつて非常に便利である。縣道前濱山田線と縣道高知徳島線の二線によつて四方へ交通が自由に出来る。高知徳島線には野村組の定期兼合自動車が毎日午前六時から一時間毎に西高知、東室戸岬、龍臥洞等へ通つて居るし、又土佐バス會社のバスも約十五分乃至二十分おきに東、夜須、牛結まで、西高知、佐川、越知等へ往復して居る。殊に縣道高知徳島線に殆ど平行して立田、北東表を通つて居る高知鐵道は縣内外各地へ交通運輸の唯一至便の機關である。

高知鐵道は大正十三年十二月八日の開通で高知縣に於ける汽車運輸の最初のものである。最初は後免町安藝町間を運転し次で後免、安藝町間、即ち二六約八分を全通(所要時間三十分)することになり、省線鐵道上讚線の運転開始以来省線集入をなし安藝、高知、後免間の集替無往之日付志

りん



復乗車も出来又近年土讃線全通後は全国各駅へも乗車交通の利便を得ることになった。そして、高知鐵道開通当時より宇神木内に

立田驛が置かれて非常に乗降に便利であったが昭和十一年十月廿五日当駅は廃止となり、同時に立田停留所の設置となつて今は小型軽便がソリン車のみが停車して乗降し得ることになった。

当停留所より高知駅へは一三料二分(所要時二六分)。後免駅立田間三料二分(全八分)。後免駅立田間三料八分(全六分)。立田、野市駅間二料九分(全三分)。立田、安藝駅間三料五分(全二六分)

又当所から南前原の大湊旧跡へ約二十九町。全伊都多神社(約三十町。全田村の細勝寺へ十一町。全細川守護代城跡へ十町である

永田停留所は立田停留所の西の哩五分(当村宇永田)にある。物部川停留所は立田停留所の東(宇上内南端)の哩五分の処にある。当所からはガソリン車の上り生駒時三分、下り全七時十九分から午後八時八分まで上下各立田の乗降車が出来る。

### 第廿二、 農會

#### 一、立田村農會

明治三十一年立田村長北村守之助は村内有志と共に村農會を設立して農事の改良進歩をはかり農民の福利増進につとめ又農民の意志代表機關たらしめんとし、村民を勧説して遂に其設立をなした。尔来益々會運隆盛に趣き、本村産業上重要の一機關たるに到つたが、昭和八年十月に組合村なる田村の農會と合併の議成りて、今月廿日か事務其他を田村立田村農會に引継いだ。

立田村農會長の初代は北村守之助で、其會の設立より大正三年末まで勤続した。守之助は若い頃憲政運動に盡力し、地方自治の功勞者で、且つ産業上にも功績があつた。現に此地方で盛に栽培して居る水稻の二期作に就いては、明治初年から